

商 工 文 教 委 員 会 会 議 記 録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

1 日時

平成31年 3 月20日(水曜日)

午前10時開会、午後 2 時15分散会

(うち休憩 午後 0 時 4 分～午後 0 時 6 分、午後 0 時 8 分～午後 1 時10分)

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
小久保学校教育課総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

(2) 総務部

熊谷副部長兼総務室長、橋場総務室管理課長、松本法務学事課総括課長、
武蔵私学・情報公開課長

(3) 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、石田副部長兼文化スポーツ企画室長、
工藤参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(2) 総務部関係審査

(議 案)

議案第22号 岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。なお、本日は昨日の審査に引き続き議案1件の審査等を予定しておりますので、議事の進行に御協力をお願いします。

初めに、昨日に引き続きいわて特別支援教育推進プラン（案）についての質疑を行います。

○小西和子委員 私は、特別支援学校のPTAの方々と親しくさせていただいております。保護者の方がおっしゃるには、学校に入っているときは本当によくしていただいていると感謝しています。ただ、私が気になることが二、三ありますので、職員の皆さんのことについてお話をさせていただきます。特別支援学校にはさまざまなことにかかわっている職員の方がいらっしゃいますけれども、非正規雇用の割合を伺います。教職員、寄宿舎、いろいろな雇用形態があります、非正規雇用の割合わかりますよね。調べていただければと思います。

次に、コーディネーターの方々は学校現場ではすごく助かるのです。特に発達障がいの子供がふえていますので、どのように対応したらいいかということ詳しく教えてください。ただ、引っ張りだこなので、負担増ではないかと心配しております。実際に大変だという声も聞いたことがあります。御自分が勤務している学校の業務もきちんとやって、そのほかに外に出て指導するわけです。ですから、結構きついのですという話を聞

いたことがあります。コーディネーターのことが、例えば 15 ページにいっぱい掲げられていますが、このあたりの負担軽減に向けて人数をふやすとかの配慮が何かあるのでしょうか。そういうことをお聞きしたいと思います。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの負担にかかわる対応についてということで、15 ページにコーディネーターにかかわる施策について記述させていただきました。

地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援をごらんいただきたいと思います。その中で、エリアコーディネーターの配置、それからその上の星印に地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援というところに特別支援教育中核コーディネーターの養成・委嘱があります。この特別支援教育中核コーディネーターは、市町村が小中学校の教育、それから授業等の専門性の高い先生を、地域の中心となって特別支援教育を推進していくということを目的に委嘱あるいは設定するものでございます。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターだけではなくて、地域の小中学校の特別支援教育コーディネーター、それから中核コーディネーターと連携しながら、地域の特別支援教育の充実の推進を図っていききたいというところで、特別支援教育学校のコーディネーターだけではなくて小中学校、それから高等学校のコーディネーターと連携しながら、特別支援教育の充実に結びつけていきたいと考えております。

○梅津県立学校人事課長 先ほどお尋ねの特別支援学校の非正規職員ですが、常勤講師等と非常勤講師等を合わせて、昨年 5 月 1 日現在で 233 名となっております。

○小西和子委員 では、後で割合も示してください。

先ほどコーディネーターのお話がありました。ということは、現在より負担は軽減されるのでしょうか。

○佐藤特別支援教育課長 先ほど申し上げたとおり、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターだけではなくて、地域としての特別支援教育の専門性、それらを連携しながら高めていくというところをこの推進プランでは狙っておりますので、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの負担の軽減にもつながるものと考えております。

○小西和子委員 来年度に研修を行ってということですので、すぐには軽減につながらないとしてもその人数をふやすことで軽減につなげたいというお話だったと思います。よろしく願いいたします。すごく重要なお仕事をいただいていると思っております。

次に、16 ページで特別支援学校公開授業研究会等に参加した教員数があります。私は大丈夫なのかなと思うのです。というのは、何度か特別支援学校の授業を見させていただいたこともありますけれども、その生徒たちは非常に敏感です。御存じの方は御存じで、知らない人は全く知らないと思うのですけれども、パニックを起こしたりする子供もいらっしゃるのです。例えば近隣の学校の先生たちが盛岡みたく支援学校で健康診断をするのだそうですが、そのときに子供たちがパニックを起こしますので、目を合わせたりしないでそっと歩いてください、教室のほうは絶対に見ないでくださいという配慮までしているの

です。そんなときに目標値 350 名はどのようなのでしょうか、そのことについてはどのようにお考えかお伺いします。

○佐藤特別支援教育課長 この目標値につきましては、5 年間という期間の中で 350 人という数字を設定しております。また、特別支援学校の児童生徒の実態等に合わせまして、無理のない形で授業を見ていただく、例えば教室の中に入らずに外から授業参観をすとか、あるいはビデオを使いながら参観をすとか、それぞれ学校で工夫をしながら進めていくことを考えております。

○梅津県立学校人事課長 先ほど非正規の人数ということで 233 人とお答えしましたが、割合もということでしたので、全職員に占める割合は 17.1%でございます。

○小西和子委員 公開授業につきましては十分な配慮をしていただきたいと思います。教職員が研修を積むために子供たちを傷つけたら元も子もありません。

それから、非正規の割合が 17.1%というのはかなり高い割合だと思います。後でまた言うのですが、学校現場というのは、臨時ということではなくて同じ仕事をしているのです。同じ仕事をしているのに賃金はかなり低く抑えられているという実態がありますので、そのことについてはこの際でも話をしますけれども、改善をしていかなければならないのではないかと思います。

次に、盛岡みたけ支援学校についてお伺いしますけれども、盛岡ひがし支援学校が開校することによって、みたけ支援学校の教室不足も改善されると思います。現在は 6 校舎制でいいですね、全部回ってみました。大変なことでした。それがどのように改善されるのか、お伺いいたします。

○佐藤特別支援教育課長 平成 31 年度の盛岡みたけ支援学校の児童生徒数につきましては 188 名であり、平成 30 年度に比べて 44 名の減ということになります。2020 年度につきましては、想定では 150 名、31 学級。それから、2021 年度については児童生徒数 131 名、28 学級の想定となっております。これは、盛岡ひがし支援学校が設置されたことによるものとなります。

○小西和子委員 教室不足はどのくらいになりますか。

○佐藤特別支援教育課長 2021 年度には教室不足数はゼロということで計画を進めておりますが、実際のところ、児童生徒数の増減については見通しが持てないところもありますので、今の段階はゼロということで計画は立てております。

○小西和子委員 大分改善されるということに期待したいと思います。6 校舎制につきましては、校長先生から実際にお伺いしましたけれども、全部を回って歩くのは本当に大変だと言っていました。特に冬場などはかなりきついですよね。前から話をしておりましたし、県北地区への新設校という話もきのうありましたけれども、そのことと、あとは高等部になるといきなり人数がふえるのです。それはどういうことから分析していらっしゃるのか。そして、就労にきちんとつなげているのかどうか、あとは特別支援教育についての教育長の所感を伺って終わりにしたいと思います。

○佐藤特別支援教育課長 新たな推進プランにおきましては、特別支援学校の環境整備を平成 31 年度から策定することになっております。その中で、市町村から要望の強い特別支援学校の設置あるいは分教室等の設置につきましても検討課題として策定に盛り込んでいければと考えておりますので、御了解いただければと思います。

続きまして、生徒の就労……（小西和子委員「高等部の人数」と呼ぶ）高等部の人数ですね、大変申しわけありませんでした。高等部の人数がふえることにつきましては、特別支援学校の中学部からそのまま高等部を希望する生徒に加えて、中学校の特別支援学級からの生徒が特別支援学校の高等部に入学してくる割合が非常に高くあります。その理由といたしましては、特別支援学校を卒業する際に、特別支援学校で手厚い就労支援をやっていくというところが広く保護者の方、あるいは生徒の方に理解されていたことからと存じております。また、就労にかかわって、希望されている進路につきまして、特別支援学校の高等部の場合は 100%達成しているという状況にあります。

○高橋教育長 特別支援教育に対する私の考え、思いということでございます。教育長に就任以来、商工文教委員会の中で請願が採択されるなど、全体的な特別支援学校の教室不足が大きな課題でございまして、これを改善することがまずもって私に対する大きな宿題だったと今振り返って思っております。

そういう中で、盛岡ひがし支援学校がこの 4 月に開校する、それから昨年 1 月には、盛岡となん支援学校が移転して、そして釜石祥雲支援学校も改築に向けて動き出したということでございまして、全体的な特別支援学校の体制については着実に前に進んできているのかと思っています。ただ、今後ともしっかりとやっていかなければならないと思っております。

それで、特別支援学校に入っている子供たち、これは手厚い指導を、とにかく一人一人の障がいの程度も違いますので、重複障害の子供たちにはより丁寧に対応する必要がありますし、それから障がいがあっても小中学校で学ばせたいという考えの保護者の方々もいらっしゃる。したがって、特別支援学校だけではなくて、小中学校を含めて、今高校においても通級指導がスタートいたしておりますので、岩手の学校教育の中で、さまざまな支援を必要とする子供たちに丁寧に対応していくことが大事だと思っております。障がいがあっても、子供たちには可能性がさまざまございますので、その持っている能力を後押しして、また夢を持ちながら、それに到達できるようにしっかりとサポートしていくというのが、特別支援教育に携わる者の使命だと思っております。

私も全ての特別支援学校を学校訪問いたしましたけれども、先ほどお話もございました盛岡みたけ支援学校、それぞれ分教室には副校長を配置して、ふだんの仕事についてはしっかり責任を持ちながら対応しているのですけれども、全体的なマネジメントという面では非常に負担が大きいという校長、それから教職員の負担が大きいということで、盛岡ひがし支援学校をつくったりということで一定程度軽減されていく部分もございます。今後ともその充実に向けて取り組んでいくことが求められているなど。連絡会の皆さんと私も

話させていただいておりますけれども、そういうことで今後とも続けていければいいと思っています。

○小西和子委員 1点だけ。保護者の方に泣いて訴えられたことは、障害者差別解消法が幾ら施行されても差別は全然直らないと言われて、ちっちゃいときからずっと学校でも差別されてきたというわけです。ちっちゃければちっちゃいほど残酷なのです。何とかそこを教育で差別のない教育を受けさせてもらえないのだろうかということを保護者の方に訴えられ、教育委員会にもお願いしていました。ということで、どうぞ小中高、それから一般の方々でもですけども、障害者差別解消法が実際にきちんと施行されるような教育をしていていただきたいということをお願いして終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、委員の皆様から、この際何かありませんか。

○千葉進委員 幾つか質問内容の話をしていたのですが、きのう質問した部分もあつたりしますので、端的に二つほどできょうはまとめたいと思っております。

まず、一つは確認ですが、一関第一高等学校附属中学校についての小西和子委員からの質問で、男女比の割合というのを次年度のその次の年度から撤廃するという話でしたけれども、さらにもう一つ確認しておきたいのは、今高校再編が進められている中で、一関一高は再来年度、学級減の予定になっているわけです。その際、一関第一高等学校附属中学校の定員を80人でいくのかどうかということです。今35人学級が中学3年生までという形の中で、その次の年ということですので、中学生について35人になって、そして合わせて70人という形になるのではないかと私は思っているのですが、そのところをまず1点確認させてください。

○佐野義務教育課長 一関第一高等学校附属中学校の定員についてであります。千葉進委員御指摘のとおり、小中学校については、きめ細かな一人一人の体系に沿った教育の実現をということで35人学級の導入を進めております。同中学校については、次世代リーダーを数多く育成するという同校の設置のねらい等も踏まえて、40人を維持してきてはおりましたが、やはり附属中学校においても35人学級を導入して70人定員、そして男女を分けないということで検討を進めてまいり、2020年度入試からそのような方向でとり進めていきたいと考えております。

○千葉進委員 わかりました。ぜひそのところは、その2点で進めていただきたいというふうに思います。

二つ目ですが、いつも聞いている図書館について。まず1点目、今やっているCASAが今後どうなっていくのかお知らせください。

○里館高校教育課長 図書管理システムについてでございますが、現在利用しておりますCASAⅢに対応しているウインドウズ7のサポートが2020年1月に終了いたします。そのため来年度、新たな図書管理システムを整備する予定として、当初予算に整備費を計上

しております。システムの仕様等につきましては、現行システムからの円滑な移行やサポート体制等も含めまして慎重に検討していく必要がございますが、可能な限り速やかに整備を進めてまいります。

また、新システムの導入に当たっては、図書館管理担当者を対象とした研修会を行うなど担当者の負担の軽減に努めてまいります。

○千葉進委員 ということは、まだ次のものは今の段階では言えないということですか。

○里館高校教育課長 一応候補になっているのは、CASAも含めると四つほどありますが、今検討中でございます。

○千葉進委員 四つのうちどれか一つということで、随分知れ渡っている部分があったりするのですが、確認ですが、来年度の4月からそれを導入する予定で進めていくと、その際に研修会をやるということですか。それともそれは来年度導入するのは幾つかの学校で、そこで試行をやってから、再来年度から全体にいくということかを確認します。

○里館高校教育課長 現在のCASAⅢのサポート、ウィンドウズ7のサポート終了が2020年1月ということですので、何とかこれに間に合わせるように整備を進めてまいりたいと考えております。研修会につきましては、当然システムを入れることが決まりましたら計画等を立ててやっていきたいと考えております。

○千葉進委員 そうした場合、移行はどれぐらいの期間かかるもので、全県下の方々を対象とした研修なのか、あるいははっきり言えば校務分掌がこの4月からかわるわけなのですが、来年の1月にそれがあるとすれば、来年1年間やってもまた分掌がかわった人という形になるのだったならば、再来年度の人のほうがむしろはっきりと分掌が決まってわかりやすいような気がするのですが、その辺の時間的ずれの整合性を合わせてください。

○里館高校教育課長 システムを入れる前に、研修会は当然行わなければいけないと考えております。来年度のことは、また当然担当者等がかわりますので、学校内での引き継ぎ等も当然お願いするところではございますが、継続してしばらくは研修会をやっていかなければいけないかと考えております。

○千葉進委員 まず、そのところは手続をきちんとやっていただきたいと思うのですが、そこで、いつも言うことなのですが、そういった部分をきちんとやれる人をはっきりさせたほうがいいだろうと。今専任司書教諭が2人しかいない、しかもかつて県央のある高校で専任司書教諭をずっとやっていた人が、今県北の学校に行って全然司書をやっていないということがあったりするわけです。新たに専任司書をつくるというか、採用するのではなく、今いる人を活用するという形でもいいですから、やはり県央、県南、沿岸、県北という四つの地区で、センター的な形でそういう専任司書教諭がいるところで、この方がいろんなことを覚えて、その地域の人たちに教えていくというようなこともできるかと思うのですが、そういう人的な部分をどう捉えているのかお伺いします。

○梅津県立学校人事課長 専任司書教諭についてであります。学校図書館が、生徒がみ

ずから学ぶ学習情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操を育む読書センターとしての役割を十分に発揮するために、司書教諭が図書館業務に注力し得る環境を整えていくことは生徒の思考力、判断力、表現力を高める上で重要であると捉えております。現在は多様な学系を有する不来方高校と、総合学科である北上翔南高校において、主体的で対話的で深い学びを支援するために、それぞれ1名ずつ配置しておりますが、いずれも探求学習のコーディネーターや図書選定のアドバイザーなどとして、教室での学びと図書館での学びとを結びつける役割を果たしております。

専任司書教諭は全体の教員定数の中で配置しておりますが、各校には校務分掌や教科等で充用したいことがありますので、これらの意向を丁寧に聞きとるとともに図書館の重要性についても学校側と意識の共有を図りながら総合的に配置の判断をしてみたいと考えています。

○千葉進委員 言わんとするところはわかるのですが、はっきり言えば4月にまた新たに校務分掌の中で司書教諭を任命されても図書館に配属されないで教務という形でほかの部署に行く人も結構いるのですよね。ですから、司書教諭は任命されるにしても実際図書館にかかわらないという人もいるわけなのです。そういう中で、今言ったようなことができるかという難しいのではないかと思います。ですから、それぞれ地域ごとにまとめてくれる、しかも今度は新たな形でCASAでないものが入ってくるとすれば、それを早目にわかっていて、それを県教育委員会でやるだけではなく、地域ごとにそういう研修会をやるようなことができるという面でもう一度お願いします。

○梅津県立学校人事課長 専任司書教諭の配置につきましては、先ほど申し上げたとおり、各学校の課題、意向等を十分に把握することが必要であります。専任司書教諭の配置の前提といたしまして、司書教諭資格保有者を安定的に確保していく必要があると考えており、県立学校における資格保有者の増加を図るために、平成31年度は最大で15名分の資格取得を支援することとしており、計画的に資格者の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

○千葉進委員 司書教諭の資格を持っている人を人事異動する中でもできることだと思いますから、そういったことも次年度以降の課題として、特に新しいCASAにかかわるものができる 때가一番のチャンスだと思うのです。それをやりながら全校的な部分でやれるというところがありますから。私自身も一度このCASAで大変な目に遭ったことがあるわけですので、新たなものを新たに図書館の担当になった人に対して教えるというのは大変です。そここのところ、ちょうど変わり目だからこそできると思うので、ぜひそういったところをお願いしたいと思います。ただ、ほかにも幾つか質問があったのですが、それは全部取っ払います。

教育長、この図書館のことについて一言お願いします。

○高橋教育長 今インターネットがさまざまな分野、生活に入ってきています。そしてまた、教育現場にも多く入り込んでいるという中で、新学習指導要領に基づいて、今後なお

一層育むべき能力というのは、思考力、判断力、主体的に学びたいということだと思えます。そういう中で読書活動、それから新聞の読み合い活動も含めて、そういうアナログ的なことにも向き合いながら、しっかりと考えていくという力をつけることが、これからの変容する社会に対応できる人材育成につながっていくのではないかと思います。そういう意味では、図書館の役割というのは極めて大きくなってきており、大事にしていかななくてはだめだと思っています。

それで、図書館機能が円滑に進むためには、それをしっかりと管理するなり子供たちにしっかりと読書活動を取り入れるようなサポートをする体制というのが必要だということでございます。これは司書教諭、それから学校司書を含めて、その体制を充実させていくということは大事なことだと思っています。

先ほど課長から話をいたしましたけれども、有資格者ということは、それなりの経験を積んでいるということでございますので、そういう人材の確保に努めながら、それから人事異動等に当たりまして、その辺十分見きわめながら適正な配置に今後も努めていくのが大事だと思っています。

○斉藤信委員 私は、岩手県教職員働き方改革プランの取り組みについて質問したいと思います。これは昨年の6月に策定をされて、3カ年の計画なのですね。3カ年の計画で、目標はかなり積極的で、平成30年度に超過勤務月80時間以上は3割減、100時間以上は半減。そして2019年、2020年でさらに3割減にして100時間以上はゼロにする。3カ年でこういう目標を掲げました。1年目の今年度の取り組み状況の見通しはどうでしょうか。

○永井教職員課総括課長 教職員働き方改革プランの現在の進捗状況のお尋ねでございます。まず個別の施策、対策の進捗状況等で申し上げてまいりますが、タイムカードにつきましては昨年8月に導入いたしました。それに基づく勤務時間、いわゆる在校時間等の把握というものが進んでいる状況でございます。その結果、第3四半期、10月から12月まででございますが、県立学校全体での職員1人当たり月平均の時間外勤務の状況については40.1時間ということで、タイムカード導入によって時間はふえておりますけれども、より在校の実態について、客観的な把握が進んできており、客観的な数字が出てまいったということで、今承知しているところでございます。

また学校閉庁日等については、平成30年度において、お盆、それから年末に閉庁日を各学校で設定いたしまして、それぞれの学校で実施をしております。

それから、留守番電話等の導入について、きのうちょっと答弁申し上げましたが、今年度は県立学校2校で試験的に導入しております。これについて状況を確認しながら、今後の展開等について検討してまいりたいと考えております。

業務のスクラップ・アンド・ビルドにつきましては10月からワーキンググループを立ち上げまして、県立学校、市町村立学校、職員団体、市町村教育委員会、多くの方々に入っていただきながら、今後の方向性といいますか、その内容について、おおむね三つの方向性に分けて整理をしております。学校でできるもの、県教育委員会レベルでやる、あるいは

は国によるものと仕分けをしながら、今精力的に取り組んでいるという状況でございます。

○**斉藤信委員** 今年度に超過勤務月 80 時間以上 3 割減。そして、100 時間以上が半減というのは、皆さんが決めた目標ですよ。率直に言えばタイムカードの実施によって正確に実態が把握されつつあって、結果としてはふえているということですよね。私は、深刻に受けとめる必要があると思うのですよ。改めて読み直してみましたけれども、この趣旨のところに何と書いてあるかという、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況にありました。学校教育の根幹が揺らぎつつあるとの認識のもと、こういうふうに言っているのです。教職員の負担軽減は一刻の猶予も許されない喫緊の課題であるとの厳しい現状認識のもと、強い決意でその軽減等に取り組んでいく必要がありますと。教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って、子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を少しでも多く確保していくことが必要ですと。

二つのことがポイントだと思うのです。一つは、この異常な長時間労働というのは教職員の命と健康を脅かしている。

もう一つは、忙しいために子供たち一人一人と向き合えない。これは教育のあり方が根本から問われている。だから、多忙化の解消、長時間勤務の解消というのは先生の命と健康、これを守り、子供たち一人一人に行き届いた教育を進めていく最大の課題だと位置づけてやっていく必要があるのではないか。

それで、私は予算特別委員会の人事委員会の審査で聞いたのですけれども、こういう答弁でした。教育委員会では、平成 29 年度に超過勤務が月 100 時間を超えた教員が 668 人いたと。しかし、産業医の面接指導を受けた人はゼロだったと。ちなみに、県庁では超過勤務が月 100 時間を超えた職員は 7 割方が面接指導を受けていました。実は労働安全衛生法が改正されて、この面接指導は月 80 時間以上が対象になり、義務づけられるのです。今まで県教育委員会は、教員の申請があれば面接指導を受けるということになっていて、極めてあいまい。そして、実態とすれば、全然機能していなかったと。忙し過ぎて産業医の面接指導を受ける余裕もないことが実態だと思います。人事委員会のこの調査結果、これと県教育委員会の調査結果はかなりずれているのだけれども、これはどういうことですか。

○**永井教職員課総括課長** まず、平成 29 年度の人事委員会における、多分これは事業場調査の結果かと存じますけれども、超過勤務が月 100 時間を超えた 668 人は多分、延べかと思えますけれども、こういう数字が出ていて面接指導がないということで報告がございました。これにつきましては各学校から人事委員会に報告されたものでございます。実態としてこういう状況にあることは教育委員会でも承知しております。これらを踏まえて、教職員の健康の確保という御指摘もございました。

教職員働き方改革プランには、まさにそのような健康確保というものを大きな柱の一つとして掲げて、先ほども答弁申し上げたタイムカードによる客観的な時間の把握でございますとか、あるいは超過勤務が月 80 時間を超えた者、昨年度までは単月 100 時間超えか、平均で 80 時間超えの者について、申し出によって受けさせるということにしておりました。

今年度からは単月でも 80 時間、平均でも 80 時間を超えた者について、その勤務時間を確認した上で、本人の要請を待つのではなくて、所属長からしっかりと勤務の状況なども確認しながら自身の意向、十分に確認した上で受けさせるという仕組みに変えております。その浸透については、今後とも引き続き各学校に対して強く制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** この働き方改革プランには、教職員の病気療養状況について、健康診断の結果、約 8 割が有所見者であり、注意や治療が必要とされる教職員の割合は 58.3%と近年増加傾向にあると。いわば 58.3%が要注意、要治療という先生方が月 80 時間、100 時間を超えて働いている。しかし、産業医の面接指導を受けた者は平成 29 年度はなかったと。今答弁で今年度からやっているという話ですけれども、本当にやっていますか、わかりますか。今年度、例えば第 3 四半期は県立学校で月 100 時間を超えたのが 204 人ですよ。月 80 時間を超えたのが 216 人、合わせて 420 人いましたけれども、この方々の産業医の面接指導は行われているのでしょうか。

○**永井教職員課総括課長** 斉藤信委員から御指摘の人数は平均でございますので、実数等になってくるとまたカウントが違ってまいりますが、この長時間勤務者のうち、第 3 四半期ですから 10 月から 12 月で、産業医の面接指導を受けた人数は、実数になりますが、4 名ということでございます。

○**斉藤信委員** 全然機能していないということではないですか。ゼロが 4 になったぐらいの話ですよ。

教育長、労働安全衛生法で基本的には長時間勤務者への面接指導が義務づけられているのだけれども、教員の長時間労働が断トツに突出して多い中で、今まで全く産業医の面接指導が受けられていない。これを抜本的に改善しないとだめなのではないでしょうか。

○**高橋教育長** 先ほど斉藤信委員から働き方改革プランの趣旨についてお話しいただきましたけれども、ごらんいただいているように県教育委員会として本当に力を入れて取り組まなければならないという思いを持って、国の方針だけではなくて県の実情も踏まえた上で力強く取り組んでいこうということで、このプランを 6 月に策定したということでございます。

やはり物事を進めるに当たってビジョンをしっかりと、それに向かってみんなでその実現に取り組んでいくということが大事でございますので、今年からタイムカードを導入して、目標の達成というのは厳しい状況にあることは御案内のとおりですけれども、しっかりと力を入れてやっていかなければならないと思っています。

それで、産業医の受診でございますけれども、これは法令に基づいて行うものであり、まさに教育は人なりでございますので、何よりも教職員の健康管理というのは極めて重要でございますので、現状をしっかりと見て、その改善に努力していきたいと思っております。

○**斉藤信委員** これは校長の責任が問われる問題だと思います。校長がこの実態に無頓着だったら、校長の責任だと言わなくてはならないぐらいの問題なので、労働安全衛生に関

する委員会がつくられているのだと思います。私は県立病院の話も聞いていますけれども、だれが何時間と毎月出してやっているのです。学校だってそうだと思うのです。委員会で、その月の超過勤務、誰が何時間と出るわけですから、きちんと産業医の面接指導を受けさせると。

私が冒頭に言ったように、忙し過ぎて受けたくないのです。だから、今までだったら申請もしない。しかし、制度が変わったのですから、受けなくてはならないとなったのですから、だとすれば校長が責任を持って受けさせると。そして、本気で長時間勤務の改善に取り組むとしていかないと、本当に絵に描いた餅にしかならない。立派なことを書いていますが、実態は逆行している。そこをしっかりと受けとめてやっていただきたい。

それで、県立学校の場合には2校のモデル校をつくって取り組むとなっていますね。このモデル校の2校ではどんな取り組みがされて、どういう実績というか経験が示されているでしょうか。

○永井教職員課総括課長 県立学校2校におきまして、働き方改革についてさまざま取り組みをやってまいりました。基本的には業務の改善というところで、一例を申し上げますと例えば復命書、校内会議の際、取りまとめの作成を書面によらずにメールで共有するような形に変えるでございますとか、あるいは所属長が県教育委員会からの通知、会議等で預かってきた資料等については、それを改めて校内委員会に諮るのではなくて、校内分掌の委員長だけにするとか、あるいは資料を回覧するとかというような、業務の軽減、改善といったものを両校で取り組んでおります。また両校に共通するものとして、それぞれ教員の勤務状況にもよるとは思いますけれども、毎週水曜日、基本的にはしっかり帰るよという定時退庁への動機づけ、意識づけ、それから学校において職員会議などを、月1回等やる場合には、いわゆる労働安全衛生の話を校長からするといったさまざまな取り組みを各学校で行っていると報告を受けております。

○斉藤信委員 モデル校を設置してやるのですから、そこでは3割減ができたというふうにして、こう取り組めばできるということを示さないと。これは3カ年計画の中でやるのだから、3カ年計画の中で生かされるような取り組みをモデル校はしっかりやるべきだと思います。

そこで、私は県教育委員会として果たすべき大事な課題として、働き方改革の8ページの各種の学習状況調査の運用の改善は新規で提起されたのですが、私は昨日もお聞きをしたのですが、学習状況調査の運用の改善ではなくて、抜本的な見直しではないかと思うのです。全国的に、やっていないところもかなりある。新たにやめるところも6県ぐらいあった。14ページに具体的に書かれていますが、県が実施する調査では教職員が採点、データ入力作業を行っていますということで負担になっていると認めているのです。運用の改善ではなくて、見直すところまで踏み込む必要があるのではないのでしょうか。

○小久保学校調整課総括課長 学習状況調査に関する御質問でございます。学習状況調査につきましては、本県児童生徒の学習上の課題を踏まえて、身につけるべき学力を具体的

な問題という形で示しておりまして、児童生徒の学習上のつまずきですとか、見過ごされがちである教員の学習指導上の課題等を明らかにしながら、それを生かした授業改善を推進していくということで、子供たちの学習状況の改善、学習意欲の向上、確かな学力の育成を目指して実施しております。

一方で、ただいま御指摘のありました採点、データ入力に関する負担ということもございましたので、今年度におきましては、平成 29 年度まで中学校 2 年生で実施をしておりました英語の調査について、今後働き方改革の視点、また子供たちの英語力を伸ばしていくという観点から、英検 I B A という外部の試験を活用することといたしまして、これによって採点、データ入力については教員の作業ではなくなっている状況でございます。

調査全体につきましては、ただいま御指摘いただいている点がございますので、引き続き働き方改革の観点を踏まえ、また市町村の意見も十分にお聞きする必要があるがございます。実施内容や実施方法のあり方など、他教科も含め、調査全体、方向性について、継続的に検討してまいりたいと考えています。

○**斉藤信委員** 今の答弁だと中学校 2 年の英語は外部試験にすると。この程度では抜本的改善にならないと思いますよ。あなた方が本当にこの 3 年間で超過勤務月 80 時間、100 時間をゼロにするというのだったら、県としても思い切ったことをやらないとだめですよ。県独自の学習状況調査というのは 17 県がやっていないのです。そして、やっているうちの 6 県は今年度はやらないとなっているのですよ。全国どこでもやっているわけではないのです。私はそういう意味では、県の責任とすれば、県はこういうことを見直しましたということは大変な励ましになりますよ。

そして、もう一つは学習状況調査とあわせて、国が行ういわゆる全国学力テストでの、毎年の悉皆調査なんてやめるべきだと思います。これは専門家も毎年悉皆調査を 60 億円かけてやる必要はないと言っています。必要だったら何年間に 1 回です。これは科学的、教育的にそのことははっきり言えると思うのだけれども、全国学力テストも本来見直すべき課題ですよ。これは国の責任なので、ここで皆さんには言いませんが。

そして、もう一つ、標準時数を超えて岩手県は授業をやっていますね。これは本気で見直すことになりますか。

○**佐野義務教育課長** 小中学校の標準時数のお尋ねでございますが、予算特別委員会のときに小中学校人事課長からも答弁ありましたが、定数の改善については引き続き国に要望していくということでありまして、ただ一方で定数の改善がないからといって、そのままにしておくということはやはり問題だろうと考えております。標準時数については国で指導内容、それに見合った時数が決められているということで、本県においては、それののっとり各学校、市町村が責任を持って教育課程編成上の中で時数が決められております。

ただ実態として、確かに本県の先生方は、子供たちにより丁寧に詳しく時間をとって教えるという部分で時間数がどうしても多くなっているということも承知をしております。最近の働き方改革、教職員の勤務状況等を鑑みますと、いたずらに時数を多くするという

ことは少し考えていかなければいけないと思っておりますので、改めて市町村の教育委員会との意見交換会の場でありますとか、校長研修講座、管理職の研修講座等の中でも改めてその状況について丁寧に説明をしながら、しっかりとした時数を含めた教育課程の編成ができるように、市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 小学校5年生で980時間が標準時数ですけども、980時間やっている学校はたったの2.1%です。1,086時間以上で標準時数を100時間以上超えているのが実に44.2%もあるのです。こんなことをしたら学校の先生が働き詰めになるのは明らかではないですか。先生をふやしてやるのだったらいいけれども、先生をふやさないで標準時数を100時間も超えてやっていたら、授業の準備もできないのに授業だけがふえると。私は全国的にもそういう状況があったと思うけれども、こういう形で異常な長時間労働がどんどん悪化してきたと。ここを思い切って見直すというのが、もう一つの県や市町村教育委員会の行うべき仕事ですよ。これは学校だけではできないのだから。そういう点で県教育委員会、市町村教育委員会が行うべきことをしっかりやって、そして学校でも全教員の英知を結集して業務改善に取り組んでいくと。

最後ですけども、私は、新たな人員配置なしに、新たな改革という名のもとのいろんな新しい取り組みはやるべきではないと思います。いわば新しいことをやるときに、人もふやさない、配置もしない、そういう形で業務をふやすということはやらないということ。私は原則にしないでダメだと思います。その点でちょっと心配なのは、いわて県民計画の教育のプロジェクトなのです。あれだって、やるのだったらそれに必要な人をふやしてやる。でなかったら、新たに負担をかけるようなことは絶対にやらないと。こういうことを私は原則にすべきだと思いますが、最後に教育長に聞いて終わります。

○**高橋教育長** 教職員の働き方改革については、これは再三申し上げておりますけれども、喫緊に取り組まなければならない、看過できない状態にある大きな課題だと思っております。

それで、今までいろいろな場で話を頂戴いたしましたけれども、これはできるだけさまざまなことに取り組むことによって、その実現に近づいていくということでございまして、先ほども話にありましたように学校閉庁日でありますとか部活動の改善、それから学習状況調査のあり方も含めて、今後検討するということで、働き方改革プランを6月に策定いたしました。それ以後県議会でのやりとり等の中で私がお答えしたとおりでございまして、それらを含めて、あとは教育行政、各学校、それぞれの役割の中で改善できるものを積極的にやっていくということで、一体となって取り組んでいきたいというように、さまざまな会議等の場においても、私から直接学校長、それから市町村教育長にそういう話をさせていただいてきております。

それから、学びの改革プロジェクトでございましてけれども、これも昨日来お話がございましたけれども、ひいては教育の充実と子供たちのためということで、教職員にとっても

効率的な、教育指導に生かせるようにするためという狙いで進めたいと思っています。そして、開発でありますとか研究はこれからでございますけれども、これは極力学校の負担にならないように、外部人材を活用させていただくということ等も含めて、その研究を来年度進めることといたしておりますので、ただいまいただいた御意見も十分に踏まえさせていただきますながら適切に対応していきたいと思っています。

○小西和子委員 私も学校の働き方改革について伺います。

前回2月27日の商工文教委員会の質疑の際に答弁をいただきました。目標の進捗の回答はありませんでした。先ほどのやりとりで、むしろふえているということがわかりました。具体的に業務の削減策が示されていないから当然であります。今のままでは教職員の健康被害は大きいです。早急に業務削減策を明確に示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、中学校でいうと過労死ラインと言われている時間外労働80時間超えが一般的には6割と言われています。小学校の場合は3割と言われています。いつ倒れて亡くなってもおかしくないという人たちがそのくらいいるわけですね。県教育委員会としては、何十時間削減しようと思っているのですか。さっきのちょこちょこした復命書がどうした、資料を書いた、こんなことで何分削減できるのでしょうか。学校現場に行けば、全然変わっていませんと回答されます。業務削減策を明確に示すべきと考えますが、そのことについて端的にお答えください。

○永井教職員課総括課長 業務削減策についてでございますが、県教育委員会では去る8月に県内公立学校の教職員を対象にアンケートを実施しております。その中で、職場で最も改善してほしいことの問いに対して、5割弱の教職員が、業務全体量と回答するなど業務削減や効率化は学校における働き方改革を進める上での最優先の取り組みと認識しております。先ほど来御答弁させていただきましたが、昨年9月には教員等によるワーキンググループを設置し、業務改善等の検討を重ねてまいりました。来年度においてもワーキンググループによる検討を引き続き実施し、学校現場、教育委員会の双方において、その趣旨を踏まえた取り組みの実現に向けた検討を行っていくなど業務改善を推進してまいりたいと考えております。

また、小西和子委員から数値目標を示せという御指摘もございました。取り組みにより見込まれる削減時間は、人員体制ですとか、教職員数など学校ごとに実情が異なりますので、一概に数字として設定することは現実にはなかなか難しいと考えておりますけれども、来年度以降のワーキンググループにおける検討においても中央教育審議会の答申などを参考にこういった目安時間などについても議論等してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 2019年度というのは大きな年だと思うわけです。2020年度から学校現場はどのように変わりますか。学習指導要領が変わることで大変になりますよね。そのあたりは、県教育委員会はわかっていますよね。業務がプラスになりますよね。そのところを言っていないででしょうか。

○佐野義務教育課長 学習指導要領が告示されて、小学校につきましては、来年度の

一定期間を経て次年度から、中学校についてはその次年度から全面実施ということになります。特に小学校につきましては小学校の教科、外国語活動が3、4年生、そして5、6年生に外国語科ということで35時間の時数が増になることになっております。中学校については時数等の増減はございません。

小学校英語導入に伴いまして、県教育委員会といたしましてもさまざまな研修会、リーダー養成、そして授業のあり方等について計画的に研修を進めております。いずれにしても、先ほど来、授業時数等の話題も出ておりますので、先生方と今話題になっている教職員の働き方改革プランの趣旨をしっかりと市町村教育委員会を通じて学校に伝えながら、それによって負担増になって先生方が自信を持って思い切り指導ができないということにならないように、県教育委員会といたしましても取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○小西和子委員 前倒しで2019年度からもう英語学習を強化する学校もあるわけですね。35時間もふえるということでございます。人はふやさない、業務はふえる、これで目標が達成できるのでしょうか。できません。先ほどワーキンググループ云々かんぬんとお話がありました。現場の声を一番届けてくれている職員団体の声をどのくらい聞いているのですか。

○永井教職員課総括課長 この働き方改革プランそもそもの策定において職員団体からも御参加を得て、このプランのスキーム体系、目標について十分審議をいただいて策定したところでございます。また、先ほど申し上げた業務削減策ワーキンググループの検討にも、オフィシャルメンバーとして職員団体にもお入りいただいております。その他、職員団体とは勤務条件等のさまざまなやりとりの中で、学校現場の状況についての意見をさまざま頂戴しているところでございまして、できるものについては改善等に取り入れるという姿勢で、これまで県教育委員会として対応しております。

○小西和子委員 ワーキンググループのメンバーからは、全く取り入れてもらっていないという怒りの声が届けられております。

次にいきたいと思います。きのうも県小・中学校学習定着度状況調査について話をしました。2月27日に教育長から、単にやめるという乱暴な話をすべきではないとの答弁をいただきました。学校現場では県小・中学校学習定着度状況調査にどれほどの時間を割いているのかというのはきのう話をしましたので、担当者は答えてください。まずそのところをお願いします

○小久保学校教育課総括課長 県小・中学校学習定着度状況調査に要する時間につきましては、きのう答弁申し上げましたけれども、特に採点、集計、データの入力につきましては、各学校の人数ですとか……。

○小西和子委員 きのもそれは聞いたので。きのうと同じ答弁を聞いたって時間の無駄です。きのう私は言いましたよね。何時間、このくらいかかっていますと言ったことについてどう思いますか。

○小久保学校教育課総括課長 失礼いたしました。県小・中学校学習定着度状況調査につきましては、先ほど斉藤信委員にも身につけるべき学力を問題という形で示すと申し上げましたけれども、まさに問題を作成しているのは、各現場の先生であり、教員等によって授業の具体的な姿、子どもたちの学習の姿を具体的にイメージするような問題を作成しております。いわば目指すべき授業ですとか、教材研究の一つの形という捉えができればと考えております。そうした調査を行うことで、子どもたちの学習状況の改善や学習意欲の向上、学力の育成を総合的に図っていくというところでございます。

したがって、適切な活用といったところは大変重要だと考えておりますので、県教育委員会といたしましては、昨年度ガイドラインに基づきまして、過去の調査問題の活用について、日常の指導の一環として適切な形で取り入れるということについては推奨する一方で、いわゆるテスト対策という形で調査の直前に指導するといったことなど、調査の趣旨を逸脱した指導を行わないように通知をするとともに、会議等を通じて周知をしております。

しかしながら、きのうもいただいたようなさまざまな状況がございますので、引き続きこの調査のあり方の改善とともに、活用のあり方についても共通理解、市町村及び学校との共有を図ってまいりたいと考えております。

○小西和子委員 答弁が長過ぎ。きのう話をしましたとおり、事前に練習するなどと言って通知を出したってやっているのです。なぜならば校長会、教務、研究主任会議とか、さまざまなところで序列がわかるような資料が出されるのです。ですから、きのうも言いましたが事前練習をしています。小学校では1カ月前から 20.77%、2週間前から 36.15%、1週間前から 30.77%が事前練習をやっているのです。中学校は忙しいので、1週間前から 48.00%です。

そして、きのう言いましたけれども、採点にどのくらいかかっているか。採点と入力的时间、小学校で 10 時間以上 31.13%、15 時間以上 11.26%かかっておりますし、中学校ですと 10 時間以上が 29.17%、15 時間以上 19.44%です。そして、次をちゃんと聞いてください。結果が生かされているか。生かされていない、小学校 67.76%、中学校 68.06%、そして授業改善に役立っているか。いいえ、小学校 52%、中学校 57.75%ともうこの数字で明らかではないですか。みんな倒れそうに働いているわけです。そして、2020 年度にはさらに業務が厳しくなる。35 時間プラスになったら、コップに水を入れると、表面張力でこうなりますね。もっきりを思い出してください。そこにたつと一滴たらずとわっと流れてしまうくらい、そのくらい大変なことなのです。みんな精神疾患になりますよ。体を壊しますよ。そんな状態なのに、またプラス 35 時間です。英語は専科を入れるべきです。小学校の教員の採用試験に英語なんてありませんでした。おかしいではないですか。途中から企業の要請に基づいて、英語をやらせろなんていうのはちょっとおかしいと思います。ですから、業務を削減するためには人をふやしてください。

それから、何度も言いますが、県小・中学校学習定着度状況調査は要りません。斉藤信

委員がお話ししたように、半数の都道府県ではやっていないのです。そして、これは負担だからやめると言っている県もあるのです。ほかの県よりも1点数倍働いている岩手県に、さらに厳しい仕打ちをするのですか。岩手県の教職員は丈夫だと思っているのです。ちなみに、佐野義務教育課長が次に校長先生としていらっしゃる上田中学校は夜中まで働いています。次の日まで働いている人もいます。でも、しょうがないと言います。何とか体壊さないようにやるからと言います。偉いなと思います。それだけ業務が多いのです。人をふやすか、業務を減らすかしなければだめなのです。過労死を促進する県教育委員会と言われますよ。

次にいきます。もっと誠意を持って教職員の健康を考えるのが県教育委員会の役目であると思いますが、いかがですか。

○永井教職員課総括課長 教職員の健康管理につきましては県教育委員会の取り組みもございますし、あとは共済組合との取り組み、連携に取り組んでおります。この取り組みに当たっては各種団体、あるいは職員団体も交えて保健事業の検討なども行っております。その結果を踏まえて、今年度から35歳指定年齢の人間ドッグの新規導入ですとか、健診年齢の見直しを行うほか、いわゆるメンタルヘルスの相談事業についても通年で毎月1回、時間と日を決めて受けることができる体制を構築しております。いずれこのような取り組みを今後とも教職員の働き方改革プランの大きな柱の一つとして位置づけておりますので、引き続き健康対策の充実に向けて努力を重ねてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 皆さんの中には、現場に戻られる方が結構いらっしゃると思います。前に勤務していたときより、かなりきつくなっているというのが実感でわかるかと思いますので、各学校の働き方改革を、校長先生方が率先して進めていただきたいと思います。

もう一つ、小中学校には研究指定校というのがありまして、2月27日のやりとりでは大変重要であるから、前よりも減ったからいいのではないかみたいなことがあります。中央教育審議会ではこう言っています。もう一度言います。内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務は減らしなさい。仕方なくやっている、町内に何校だから1年ずつ持ち回りというのも結構あるのですけれども、そういうのはやめなさい。本当に自分たちでこれを研究したいという内発的なものだったらいいけれども、仕方なくやっているところのほうが多いのです。そして高校は、こういう研究というのはやってないわけですね。小学校にはやらせて、高校はいいというのは、どういうことなのでしょうね。小中学校も高校と同様でいいのではないのでしょうか。

○佐野義務教育課長 小中学校の研究指定校についてのお尋ねでございますが、研究指定校における授業公開の意義等については、先日答弁させていただきましたので、意義があってやっているのだと捉えております。

ただ一方で、教職員の働き方改革の推進に当たって、先ほど来話題になっている昨年に策定した岩手県教職員働き方改革プランの中でも、多忙化解消の視点を持ちながら研究指定を行っていくとしております。県が関係する研究指定の学校数についても、数だけでお

話しするわけではございませんが、その時々で必要な指定、例えば今回であれば、学習指導要領の改訂に伴って先生方にぜひとも先進的に研究を進めていただいて、県内の学校に普及するというあたりの研究指定校等は 10 年前と比較して半分に減ってきておりますし、ここ 2 年間でも毎年 10 校程度、本当に厳選して指定をしてきております。引き続き、これについてはこのような方向でやってまいりたいと思っております。

また、市町村教育委員会による研究指定は各学校、そして市町村教育委員会がそれぞれ主体的に行っております。発表資料の削減、研究紀要の作成の合理化を図る取り組み等、県、市町村ともに進めてきております。今後におきましても教職員の勤務負担軽減の視点を今まで以上にしっかりと強く持ちながら、研究指定の期間であるとか学校公開の持ち方などについて、県、市町村等がさらに検討を進めると考えておりますし、具体的には 4 月の市町村教育委員会との意見交換会、あるいは先ほども申し上げましたが、管理職の研修講座等々で改めて働き方改革プランの趣旨等を丁寧に説明しながら、引き続き市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○小西和子委員 次に、給食費の公会計化を進めるようにという話がありましたけれども、市町村で進んでいるのか伺います。県教育委員会としての働きかけもあわせて伺いいたします。

○荒木田保健体育課総括課長 学校給食費の公会計化についてでありますけれども、現時点におきまして 21 市町村が公会計方式を実施しております。なお、公会計方式未実施の 12 市町のうち 1 町では、今年度文部科学省の委託事業を活用しまして公会計への移行に取り組み、来年度から公会計方式となるほか、1 市において 2020 年度から公会計化が決定しております。また、残る 3 市 3 町におきましては、今後公会計化について検討を進めると聞いておりまして、学校給食費の公会計化は各市町村において進めている状況であると聞いております。

県教育委員会としましては、これまで学校給食費会計業務に係る先進事例等を市町村に情報提供するとともに、また国におきましては学校給食費の会計業務に係るガイドラインの策定を進めているところでありまして、そのガイドラインの内容も踏まえまして、今後も公会計化の取り組みを各団体に紹介する機会を設けるなどしながら、公会計方式を検討するための環境整備を支援しております。

○小西和子委員 次に予算について伺いいたします。2 月 27 日に教材費にかかわって適切に判断し、整備が進められているものと認識しているとの回答でしたが、教材費の実績が平均 40%しか措置されていなくて適切と県教育委員会は捉えているのでしょうか。盛岡市は何かあるたびにどんどん減らして、本当に大変です。体育館の屋根が腐って穴が開いて、雨漏りがして、子供たちが床が濡れているところで体育をやっているのですよ。そんな状態が何校もあるというところで、県教育委員会はどうか捉えているのか伺います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 教材費のお尋ねでございますけれども、文部科学省から教材整備指針が示された平成 23 年以降の教材費の推移につきましては、きのう教育振興計

画の審議の中で御答弁させていただいたところでございます。県内の市町村における総額につきましては、地方財政措置を上回る額が確保されております。なお、2月27日の本委員会で答弁申し上げました40.56%、44.41%は、いずれも平成22年度の実績と比較した場合の3カ年平均の増額分の割合でございました。紛らわしい答弁でございまして、申しわけありませんでした。

○小西和子委員 それぞれの自治体の措置率を比較したいので、後ほどその資料をいただきたいと思います。

次は、復興加配について伺いたいと思います。震災後に生まれた子供たちが小学校低学年となっております。前にお話をしましたが、保護者の方々の中の4割程度が情緒不安定であって、その子供たちも大変情緒不安定であるということが報告されております。ですから、今大変なのです。復興加配が減らされておりますけれども、国に対する要求数が減っているということなのでしょうか。

続けます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの予算が削減されていきますが、現場の実態を把握した上での予算なのか伺います。端的に答弁をお願いいたします。

○荒川小中学校人事課長 復興加配の要求数でございしますが、まず震災後に生まれた子供たちの中には、家庭環境の変化や経済的に不安定な状況の中で幼少期を過ごしてきたということで、それらが心理的不安につながっているというところは認識しております。国への来年度の復興加配の要望に当たっては、沿岸部の市町村を全部訪問いたしまして、状況を丁寧に聞き取った上で必要数を国に要望いたしました。被災した校舎が全て新築されたことや、校庭の仮設住宅が撤去されたことなどから、それらに対応した復興加配については減っておりますが、子供の心のケアや学習支援のために必要な加配は引き続き要望しており、国からは要望したとおりの数が内示されております。

○橋場生徒指導課長 スクールカウンセラーの当初予算についてであります。前年度比の主な理由につきましては、スクールカウンセラーの報酬や旅費等でありまして、今年度の活動実績を踏まえた上で精査した結果、減じたものとなっております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、昨年度と同額の予算案としております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、配置先であります各学校や各教育事務所に対し実態であるとか、意向を確認する調査を行っておりまして、そのニーズを的確に把握した上で効果的な活用を図り、教育相談体制の充実に努めております。今後におきましても支援に必要な児童生徒や保護者の状況を丁寧に把握しながら、学校や市町村教育委員会の要請等にきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 次に、臨時の教職員が見つからずに配置されていない学校が現在でもあるのかどうかということもお答えください。次年度の対策を伺います。

続けます。臨時教員、臨時事務職員等が臨時的、補助的業務ではなく、正規の人と同じ仕事をしているのに、賃金は低く抑えられております。考慮している県もあり、かなりの

賃金格差があります。これで公教育が守られるのでしょうか。

続けます。臨時教員、臨時事務職員等が妊娠するとやめざるを得ない状況であると聞きました。会計年度任用教職員制度の導入に伴い、学校で働く臨時非常勤の方たちの処遇改善が必要と考えますが、現段階でどのように考えているのか伺います。

もう一つ、きのう答えていただきましたスクールロイヤーのことですけれども、今学校では困っています。数年後ということではなくて、今年度、来年度、どのように対応していくのかをお答えいただきたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 臨時教員の不足についてですが、病休、産休等の欠員に対して、現時点で小学校が7校7名、中学校4校の4名、合計11名、11校で欠員が生じております。講師確保の対策としましては、引き続き県教育委員会において大学と連携して免許保有者の情報収集を強化して各教育事務所に講師リストを提供するほか、教育事務所では他の教育事務所または近隣県への照会、ハローワーク等への求人登録をするとともに、次年度からは新たに任用期間が終わった再任用の方に対して、講師の希望のある方を引き続き講師として任用するなどして人員確保に努めてまいりたいと考えております。

○永井教職員課総括課長 まず、臨時的任用教員等の賃金と処遇改善についてでございますけれども、まず給料の点でございます。これにつきましては全国の動向や県立小中学校等の傾向等を勘案しながら、必要に応じて上限額の引き上げなどの措置をこれまでも講じてきております。御案内のとおり、会計年度任用職員制度が導入されておりますので、これらについては国から示されているマニュアルなどを基本としながら、教員の質の維持向上や人材確保の観点を十分に考慮して検討してまいりたいと考えております。

また処遇改善につきましては、今回の会計年度任用職員制度の導入の趣旨が、臨時非常勤職員の適正な任用等にあることを踏まえて、関係通知の内容や他道府県の動向なども考慮しながら、今後検討を進めていきたいと考えております。特に御案内のあった、いわゆる休暇制度等につきましては、国のマニュアル等において国の非常勤職員との観点を踏まえるということになっておりますので、こういった国の職員あるいは知事部局等の検討状況もあわせて勘案しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

最後に、きのうも御答弁申し上げたスクールロイヤーの件でございますけれども、制度としての導入については、制度化するということになりますとさまざまな検証、検討が必要になるわけでございますが、個別に対応に困っているという事案があれば、市教育委員会とか、県教育委員会の所要のところに御相談いただければ、公的な施策が必要かどうかということも含めて相談には応じられるものと考えております。

○高橋孝眞委員 2点お聞きします。まずきのうの岩手県教育振興計画は議会に提案する必要がないということでありましたので、それは規定類を管理している部署がそういう判断をしているということはそのとおりですけれども、ちょっと疑問なのは、これは国の第3期教育振興基本計画を見て、今回策定します、5カ年計画ですよということですし、いわて県民計画との整合性を図りながらとなっておりますが、アクションプランで示してい

るのは4カ年であります。今回の計画では5カ年の計画を示しているわけですが、これが途中で国の方針が変わった場合、それから5年目の考え方、次期アクションプランで変わった場合は、どのような方法をとられるのか。実際いわて県民計画（2019～2028）そのものをもう特別委員会で可決しているわけでありますので、それを変更するという手続をとるのかどうか、その部分について教えていただきたいと思います。

○鈴木特命参事兼企画課長 教育振興計画につきましては国の計画を参酌してということになりますので、国の計画の期間に合わせて5年間とさせていただいたところでございます。国の次の5カ年の計画がつけられるという段階で、国の計画を参酌しながら策定していくということで考えております。あわせまして、県の新しい県民計画のアクションプランにつきましては4年間という期間でございまして、次のアクションプラン策定についても、大きく状況が変わるようなことがあるのかというところもありますけれども、状況を見ながら計画を修正しなければならないものなのかといったところも含めて、考えていくことになろうかと思ひます。

○高橋孝眞委員 振興計画の中でも予測困難な時代を迎えているということをお話しているわけであります。そういう意味合いから見ますと、5カ年の整理をしていることと、4カ年の県民計画アクションプランと考えると、私どもは次期県民計画10年間を見ているわけです。その中の4年間についての審議をしたのだと思うわけです。でも、5年目の部分については審議をしているわけではないと思うのです。これをどのように考えるかという意味なのです。実際は4年後、5年後に変わることがあるよね、変わった場合に次期県民計画を変えるのですか、議会議決をするのですかということなのです。私は逆に言うと、今回規定の中身の中ではやる必要はないと整理をしても、実際は議会での議決事項にして、ある程度縛りがあつたほうが教育委員会として一番いいのではないですかということを言いたいわけです。あなた方議員もそう決めたのでしょうかという整理をしたほうが、教育委員会の立場から見るといいのではないかと私は思うのですけれども。

そして、大幅に変更したら必ずやらなければいけないのではないかと思ふのです。これを今のうちに担保しておけばあのとき議論していただきましたよねと整理がつくのではないかと思ふのです。ですから、大幅に変更した場合にどうするかという整理をしないで、この5カ年計画を決定するというのはおかしいのではないかと思ふのです。この辺はどう考えておられますか。

○鈴木特命参事兼企画課長 この位置づけとしましては、先ほどの繰り返しになりますが、国の計画を参酌して地方公共団体が策定するとされているものという位置づけでございます。あわせまして県民計画との整合性を図りながらつくっていくということでございまして、県民計画につきましては長期ビジョン、10年間の計画でございますので、10年間を見据えた中での5年間ということで整理させていただいております。長期ビジョンが大きな変化があつて変わるといったようなことになれば、それは教育委員会の計画についても見直しをしていくということになろうかと思ひます。

○高橋孝眞委員 4年間のアクションプランで、5年間の計画をつくっているよねと。大幅に変更した場合にどうするのかということです。4年後、5年目のアクションプラン策定のときに。そうならば今の時点で議会で提案して整理をしておかないとまたおかしい話になりませんかということを言っているのです。整合性がとれているのだったらいいですよという感覚だけれども、整合性がとれなかったらどうするのかということです。絶対とれないとは言えないわけですから、ここを整理しないと。規定として決めていることについてはいいですよ、整理されていることについてはいいです。ただし、4年と5年の部分については違うでしょう。

○斉藤信委員 蒸し返しだ、きのうの。

○高橋孝眞委員 いえ。

○斉藤信委員 きんの蒸し返しだ。

○高橋孝眞委員 いやいや、蒸し返しではなくて、それをやる必要がないと言ったから、今そのように話をしているのです。そういう意味で、ここに位置づけとして整合性を図りながらですから、図られなかったらかけますかと言っていただけて、県民計画を。これは前もあると思うのです。それはどうですか、教育長はどのように考えますか。

○高橋教育長 議決、条例の適用となるかどうかということにつきましては、これまでさまざまな御議論がございまして、それで城内よしひこ委員長に預かっていただいたという経緯がございまして、そういう中で、きのう御説明を申し上げたとおりでございます。

今月中に策定しようとしている教育振興計画につきましては、これは先ほど来課長から答弁しておりますとおり国の計画との整合性、それから県民計画、その辺を十分に考慮した上で策定しようとしておりますけれども、その間に状況の変化等があれば、今の形が本当にいいのかどうかということを再度検討することも、それは将来的な可能性としては否定すべきではないと思っております、適切に対応してまいりたいと思います。

○高橋孝眞委員 私が言っているのは、今のような回答であれば、これから検討していくということだけれども、やる必要はないきのう断定をしたのですよね。断定することとは、その部分については全部決めているでしょうということですよ。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 今の問題はきのうの蒸し返しで、議決事項にするかどうかは、議会基本条例を議会としてどう見直したり決めるかという問題なのです。当局に聞いたってだめなのです。法律に基づいて振興計画を立てているというのが教育委員会の立場だから、それを議決事項にするかどうかは議会の判断なのです。それはきのう中間報告があったところではないですか。それを当局に聞いたってだめなのだから。城内よしひこ委員長、ちゃんと整理してやってください。

○高橋孝眞委員 いずれにしても、決めましたよと言うから話をしているのです。議会に提案する必要はないと言ったから話をしているのです。議会でこれから協議していきますよという整理であったならば、私は別問題だと思います。議会にきっちりとかける必要な

いですよと言っているからということを私は言っているのです。

○**斉藤信委員** 議会でないとだめなのだ。

○**城内よしひこ委員長** 高橋孝眞委員に申し上げます。議会で審査するという案件と、そうでない案件と、我々がつくった条例によつての縛りの関係もありますので、きのう議長からの中間報告を申し上げたとおりでありますので、進行に御協力をお願いします。

○**高橋孝眞委員** わかりました。わかりましたが、違うのです。言っている意味が違うのさ。当局が要りませんと言っているから、私はそう言っただけであつて、必要かどうかについて、今斉藤信委員が言いましたとおり、整理を今しておりますよという話をされるのであれば、私はそれはそれでいいですよと言ったのです。当局が要りませんという整理をしましたと言うから、おかしいですよねと言っただけですから。

次にいきます。もう一つ、さっきの特別支援教育推進プラン、それはこのようにやっていただきたいと思うのですけれども、今特別支援学校に入っている生徒の進路状況について教えていただきたいと思います。上の学校に進む人もあるでしょうし、また一般社会に出て仕事をしている人もあると思うのですけれども、そのような状況について教えていただきたいと思います。

○**佐藤特別支援教育課長** 特別支援学校の高等部の卒業生の就職状況についてでございます。県立特別支援学校高等部の卒業生、まだ今年度の集計が終わっておりませんので、平成 29 年度は、卒業生 232 名のうち一般就労した者が 81 名、就職率は 34.9%、希望進路の実現状況につきましては 100%という状況にあります。進学の実況につきましては、ちょっと人数のところは押さえておりませんが、大学等の進学があるということになっております。

○**高橋孝眞委員** 希望が 100%かなって 81 名、34.9%ということですが、では残っている人たちというのはどのような生活といたしますか、どのような内容になるのでしょうか。家庭で過ごすのか、それとも今の時点から見ると B 型支援事業所という就労支援に行かれるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○**佐藤特別支援教育課長** 今高橋孝眞委員からお話があつたとおり、福祉的就労という形で、就労の B 型事業所に行く生徒、それから生活支援事業所等を利用する生徒、それぞれ希望する進路に就労あるいは進路を決めているという状況になっております。

○**高橋孝眞委員** その人数というのは、どういう人数ですかということです。

○**佐藤特別支援教育課長** 大変申しわけありません、今手元には人数等がありませんので、調べて提示させていただきたいと思います。

○**高橋孝眞委員** わかりました。というのは、余り進路指導していないのではないかとという感じを受けるわけですが。

○**千葉進委員** それは言い過ぎだろう。

○**高橋孝眞委員** いやいや、でも今言つたとおり回答ができないというのはそういう意味ですよ、きっちりとした整理をしてほしいと思うのです。

○高橋教育長 今課長から答弁したのは、突然の質問でございましたので、具体的な数字を持ち合わせていないということで、今資料を取り寄せます。

それで、特別支援学校における高等部の卒業生の進路でございますけれども、これは病弱の子供たちですと大学進学を目指す、視覚支援学校、聴覚支援学校の子供たちにも大学進学を目指す子供たちがおります。その進路実現に向け、支援しておりますし、それからどうしても大学に行けない子供、むしろ資格を取りたいという子供たちには、専門学校という道もございます。それから、あとは福祉的就労に行かざるを得ない、それから福祉的就労もなかなか難しい、障がいの程度によってさまざまございますので、福祉機関等との連携等も強めまして、卒業後の落ち着き場所を丁寧に対応しているところでございますので、しっかりとできる限りの努力をしているということで御理解いただければと思います。

○佐藤特別支援教育課長 大変申しわけございませんでした。県立、国立、私立を合わせた特別支援学校高等部卒業生の進学の状況につきましては、大学が1名ということになっております。それから、専攻科につきましては13名、各種学校につきましては1名、合わせますと15名になります。また、就労の状況につきましては、先ほどお話ししたとおりということになりますし、障がい者施設関係への入所等につきましては15名、それから通所訪問施設を利用している方が126名となっております。また、病気等によって入院している方が11名、在宅をしている方が4名、合計252名という状況になっております。在宅の方につきましても福祉的なサービス等を利用している状況にあるということでございます。大変失礼いたしました。

○高橋孝眞委員 さっきの232名と252名というのは若干違いますが、それはまた別として、できるだけ一般社会に出て就労できるように進路指導をしていただきたいと思うわけです。そういう意味合いで対応してほしいし、私も就労支援事業所を利用させてもらっているという言い方もないのですけれども、お願いをして仕事をしていただいているわけがあります。できるだけ一般社会に出られるような、そういう方々もいっぱい私はいらっしゃいますので、そういう方々をできるだけ一般就労させる。そうしないと、B型支援事業所だけがどんどん大きくなってしまいますので、そういう意味合いで積極的な進路指導というものをぜひやっていただきたい。さっき私がやっていないのではないかと感じると話したのは、そういう部分を積極的にやってほしいなということです。見ているとB型支援事業所で仕事をしていただいている方も、何でという感じの人たちがいっぱいおりますので、最初から進路指導のときに、こういう仕事があるのではないかとということをやっているだけで私はいいのではないかとという意味での話でありましたので、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤特別支援教育課長 大変申しわけありませんでした。先ほどお話をした252名につきましては、国立、私立をも含めた数字ということで御理解いただきたいと思います。

それから、特別支援学校の進路指導につきましては、高等部2年生から、現場等実習ということで、年2回ほど実際に事業所あるいは企業等に実習で2週間ほど伺いまして、そ

れぞれの子供たちの働く力、それから適性等を見きわめながら進路指導を行っております。また、B型事業所に就労する子供たちにつきましては、B型事業所を利用する際に適性を判断する機会がありますので、そこを利用しながらB型事業所を利用させていただいております。

ただ、御指摘があったとおり、それぞれの子供たちの持っている力を伸ばしていくというところも特別支援学校の役目だというふうに考えておりますので、今後特別支援学校の中でも御指摘があったこと等を踏まえながら、政策あるいは教育の実践に生かしていきたいと思います。

○郷右近浩委員 働き方改革について手短に。今現在の県内の公立校、小中高という学校の中で、体育館の利用の一般開放の部分がどのような形になっているのか。これはスポーツ推進計画にもかかわってくるわけですが、スポーツ推進計画の説明は文化スポーツ部で、教育委員会の方々はいらっしやらないだろうなということでもちょっとお伺いしたいのです。私自身ぜひ開放を進めていただきたいと思っているわけでありまして、土日はスポーツ少年団にかなり使われているというのは現場で見えております。ただ、それぞれの学校長の考え方にもよるという中で、なかなかそれが開放されない学校があったり、また開放していただいている学校があったりという部分について、どのような形で開放になっているのか。

それとあわせて、夕方から夜にかけての開放に関連して、きのうもお聞きした部活動の今後の部分についてなのですが、部活動自体は県としてもこれまでガイドラインというか、週に5日間であったりとか、活動時間であったりとか、そうした形で大体前に一度お示しいただいておりますし、この間の一般質問、予算特別委員会と色々な場面で部活動の適正な量といったものに対する考え方を示していただいていると認識しております。しかしながら現実の適用になってくると、例えば学校の部活動は部活動としてやって、その後、一般の方が本来であれば体育館等を借りていろいろやっているだろうというところで、父母会などがそこから時間で借りて、午後9時ぐらいまでやっているといった現状があるだろうと思っております。だとすると、教育委員会としては部活動に対して一体どのような考え方なのか。例えばそれは学校という範疇で、きのうも話したとおり働き方改革という考え方、先生たちの負担を減らすという考え方と、それから子供たちに指導員の方々をしっかりとつけてやりたいという部分と、子供たちの体力であったり、そうしたものをきちんと考えて、成長に合わせてしっかりとやらせていくという考え方。そうした中であって、学校というコントロールから外れたところは、それは父母会なりの責任なのだから、もしくはやりたいという子供がいるのだから、そこはもう県教育委員会としては関係ないという話になるのか。そこまでのトータルの上で、例えば今回特に教育振興計画とか、スポーツ推進計画が出てきている中で、県として、子供たちに部活動であったり、スポーツの提供をどのような形の範囲内でどのようにやっていくかという大筋の考え方みたいなものがないと、抜け道ではないですけども、いろんな中で基準というのがなくなってくるのでは

ないかと感じております。

ましてや私学に対してですけれども、県教育委員会として、必ず2時間でやめなさい、部活動は週5日までですと、はっきりそこまで言えているのかどうか。例えば私学の野球部などでさまざま大会等を目指している中にあっては、そこはなかなかそういう形でなかったり、それは逆に言うと、私学に対しては、教育振興計画のそれぞれ特色ある学校づくりという中にスポーツという部分も加味されてくると思うのです。だとすると、岩手の子供たちに対して、教育委員会としてのメッセージはちゃんとしっかりとしたものが出せるのか。片やこう言いながらという形で、それがしっかりとした根拠ことというか、真ん中を持てるのかどうかというのが非常に心配しているものであります。ですので、お伺いしたいのは、まずは学校体育施設の開放の状況、それからその中で、そうした部活動等、一般開放という意味ではなくて、現実にはそのような状況になっているという部分も含めてどのような認識を持っているか。そして、部活動について県としての私学に対する働きかけも含めた考えをお伺いしたいと思います。

○高橋教育長 私からは私学との関係について話をさせていただきたいと思います。これは法律的な話を申し上げますと、公教育に関しては県教育委員会の所管ということになっておりますし、それから私学教育については首長事務になっておりますので、直接的な指導というのは、これはなかなか難しい面があります。そしてまた、私学はそれぞれの学校の建学の精神に基づいて特徴のある教育を推進するということでございますけれども、ただそういう中で、岩手の子供たちを育てていく部分については、極めて共通点がございしますので、県立学校におけるさまざまな教育課程もそうですし、部活動に対する考え方等についても、校長会議等のメンバーに私学の校長先生方にも入っていただきまして、情報共有するような話をさせていただいております。そして、資料についても提供させていただくという中で、それぞれの私立学校において適切な判断がなされることを期待しているということでございます。学校開放等については担当課長から答弁させます。

○荒木田保健体育課総括課長 学校開放につきまして、市町村立学校につきましては、こちらでは情報を持ち合わせておりませんが、県立学校の学校開放については、希望をとりながら学校開放を行うよう努めております。

郷右近浩委員の御指摘があった父母会練習とか、スポーツ少年団につきましては、この間の国のガイドラインによりまして、平日2時間、休養日は3時間程度となっております。県の方針をつくるに当たり、県としましては、例えば部活動が1時間で終わって、その後スポーツ少年団に切りかわる場合に、続けて同じ生徒が活動する場合には同じ活動として、生徒の健康、けがの防止を考えると2時間が適正だということで、2時間を守ってやってくださいという県の方針を出しております。合わせて2時間だということについては、学校長が把握することと、年度当初に、保護者であったり学校の顧問であったり、外部指導者もあわせて会議を持ってもらって、統一した見解でやってもらうというようなところで……

○高橋教育長 競技団体とも話したよね。

○荒木田保健体育課総括課長 そうです、競技団体とも話をし、スポーツ少年団は県体育協会が所管しておりますので、そこにも県の方針を作成するところに来ていただいて共通理解を図っております。

○郷右近浩委員 そのところが、部活動指導員もなのですけども、では例えば1時間にわたり活動する中で何時間部活動としてお願いするのか。例えば父母会であったりとかスポーツ少年団、いろいろな総合型地域スポーツクラブという枠組みがある中で、それで残りの1時間やる場合には、その部分について、どのような整理をつけるのか。逆に1時間という中では、部活動指導員の方々のなり手が無いという弊害もあると。ですから、ここは県としても本当にどのぐらいがいい形なのかというのは、きのうの繰り返しで、過渡期ではあると思いますが、ここを整理しながら進めていかないと、現場はますますわからないまま進んでいかざるを得ないのかと思っております。

ですので、私はそうしたことで2時間がいいのか、3時間がいいのか、例えば高校生でもスポーツに打ち込んで、一生懸命スポーツを頑張って、高校時代の思い出がとにかく自分がやったスポーツだったなんていうことでも僕はいいのではないかと正直思っているのですけれども、しかしながらそうした中で県教育委員会としてどのような形が望ましいと考えているのか。これは医学的見地だったりさまざまな考えがある中で、それを進めるに当たっては、しっかり現場が混乱しないようにしながら進めていただきたいと思います。以上で終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 本日は今年度最後の委員会ではありますが、高橋教育長を初め、多くの方々も退職されるほか、このたびの人事異動により多くの方が異動されます。長い間、大変ありがとうございました。

ここで退職される皆様を代表して、高橋教育長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○高橋教育長 それでは、お時間を頂戴いたしましたので、一言御礼を申し上げさせていただきますと存じます。

私は新しい教育委員会制度のもとで特別職の教育長として、議会の同意をいただきまして選任され、3年になります。それ以前、旧制度のもとで2年間教育長をしておりまして、通算5年の教育長の重責を担わせていただきました。大変ありがたかったと思いますし、それから今に至ることができたのは上司、同僚、それから部下職員の支えもあったからではございますけれども、議会の先生方からさまざまな場面で御指導、御支援を頂戴いたしまして今があると、心から感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

特にこの5年間の中で大きな出来事を数点申し上げさせていただきますけれども、まず一つには高校再編がございました。これはさまざまな御意見いただきましたけれども、新

しい高校再編計画の策定にこぎつけることができたということがございます。それから、希望郷いわて国体は開催の２年前、長崎国体で３７位という中で、いわて国体を盛り上げるには優勝を目指すと言われたような気がいたしますけれども、入賞という中で、県民の皆さんの大きな結集のもとで、天皇杯、皇后杯、ともに第２位というような、そして復興の力になるような大会になったということもございました。

それから、教育委員会制度改革に円滑に移行すると、これは市町村教育委員会も注目いたしておりまして、県の中でどういう姿をつくっていくかということにも携わらせていただきまして、大変ありがたかったと思っております。

一方で、厳しい問題もございました。それから楽しいことも、岩手の子供たちから元気づけられることも多々ございまして、それで今月をもって任期満了ということで、本当に得がたい経験をさせていただいたと思っております。

こういうことで、教育長は退任することになりますけれども、４月からも岩手県民として生きてまいりますので、また別の立場で、先生方とともに岩手の発展を目指して、もしお力になることがあればですが、また努力もしなければならぬと思っておりますけれども、そういうようなことでこれから進んでまいりたいと思っております。

また、教育次長２人、それからあと多くの課長が今回異動ということでございますけれども、特に常任委員会の先生方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

それからもう一つ思い出、これからはずっと頭に残ることといたしましては、常任委員会の中でも商工文教委員会が本日も２日間にわたってということで、特に慎重審議をしていただいた常任委員会だったということで、大変ありがとうございました。

また今後とも岩手の教育の発展のために先生方の御指導をよろしくお願い申し上げます、御礼とさせていただきますと思います。大変ありがとうございます。（拍手）

○城内よしひこ委員長 ありがとうございます。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。委員の皆様は若干残ってください。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第２２号岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵私学・情報公開課長 議案第２２号の岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その２）の２ページをお開き願います。１の改正の趣旨についてであります、岩手県いじめ再調査委員会の庶務を総務部から政策地域部に移管しようとするものであり

ます。

次に、2の条例案の内容についてであります。いじめ防止対策推進法の規定に基づき、知事に報告された重大事態に係る調査の結果について行う調査に係る事務を総務部法務学事課から政策地域部に設置する学事振興課に移管することに伴いまして、岩手県いじめ再調査委員会条例第8条に規定する岩手県いじめ再調査委員会の庶務を総務部から政策地域部に移管しようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。平成31年4月1日からの施行とするものでございます。以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定をいたしました。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 総務部の皆さんは退席されて結構でございます。大変御苦労さまでした。

この際、昼食のため1時間ほど休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ハクセル美穂子委員が所用のため午後の委員会を欠席することとございますので、御了承願います。

次に、文化スポーツ部から岩手県スポーツ推進計画の策定についてほか1件について発言を求められております。なお、今回の2件のうち1件は計画の策定についての報告であることから、先ほどの教育委員会からの報告と同様に、それぞれの報告の後に質疑を行うことといたしたいと思っております。

初めに、岩手県スポーツ推進計画の策定について発言を許します。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 それでは、岩手県スポーツ推進計画の策定について御説明いたします。本件につきましては、昨年12月の県議会常任委員会で御報告してお

りますので、本日は12月以降の変更箇所を中心に御説明したいと思います。

前回の御報告後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、地域説明会を開催し、県議会からいただいた御意見、パブリックコメントで寄せられた御意見等を踏まえて変更案を作成し、2月に岩手県スポーツ推進審議会に諮っております。これを踏まえ、先週審議会から計画の基本的方向について答申をいただいたところであり、本日、お示しした計画案はその答申を踏まえた最終的な内容となっております。便宜お手元に配付しております岩手県スポーツ推進計画の策定についてという資料により御説明いたします。

まず、計画のタイトルにつきまして、前回報告時は（仮称）岩手県スポーツ推進計画としておりましたが、審議会からの御了解が得られましたので、（仮称）を外しまして、岩手県スポーツ推進計画と名称を定めたところでございます。1、策定の経緯から、3、計画案の概要までは前回御説明した内容から大きな変更がございませんので、説明を省略させていただきます。4、計画の策定でございますが、本日の報告を経まして年度末までに計画を策定し、公表する予定としております。

次に、資料1、岩手県スポーツ推進計画（素案→案）の主な変更内容（新旧対照表）という資料をごらんください。前回御報告した素案から今回の（案）への変更内容のうち主なものに新旧対照表形式で作成した資料でございます。ポイントを絞って説明させていただきますので、御了承ください。

1ページの施策の柱、1、ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進につきましては、eスポーツや運動部活動について御意見を多くいただきました。まず、eスポーツについてはパブリックコメントでeスポーツについても計画に盛り込んでほしいなどの御意見をいただきました。この御意見の計画案への反映状況でございますが、1ページの一番下の丸をごらんください。左側の素案では、地域のイベント等で岩手発の超人スポーツを体験する催しを開催することにより、超人スポーツの県内での普及・発展に取り組みますとしておりましたが、その右側の欄の計画欄では表記のとおり、スポーツをめぐる動向等を踏まえながら、超人スポーツの普及等に取り組むとともに、エクストリームスポーツやeスポーツ等の可能性を研究していきますと追記しております。

次に、3ページをごらんください。子どものスポーツ機会の充実における②、運動部活動の充実についてでございます。運動部活動に対しては、子どものスポーツ機会の充実に暴力行為の根絶、勝利至上主義からの脱却を明記すべきである。あるいは運動部活動については学習指導要領で、子どもの自主的・自発的活動とされており、子どもに選択を強制しないほしい、さらに生徒数減少、学校統廃合に対応した方向性を示してほしいなどの御意見をいただきました。その中から、暴力行為の根絶等にかかる御意見の計画案への反映状況について御説明いたします。

左側の素案では特に記述のない部分でございますが、右の欄の計画案では表記のとおり、現状と課題の項目では、また大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがな

いようスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を徹底するとともに、体罰や生徒の人格を傷つける言動等の根絶に向けて指導者の確保・資質向上に取り組む必要があること。また、取組の方向性では、部活動の狙いやスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導スキームの獲得及び体罰等の根絶に向けた指導者の資質向上を図る。主な取組内容の欄では、ページをおめくりいただきまして4ページの一番上になります。スポーツ医・科学の観点到立脚した指導方法の習得や体罰等の根絶に向けた各種研修会を開催することなどについて追記しております。また同様に、スポーツ少年団活動につきましても4ページから5ページのとおりに追記しております。

次に、6ページ一番下をごらんください。施策の柱3、国際的に活躍する競技スポーツの推進につきましては、いわてスーパーキッズのスクール開催地、あるいはスポーツ医・科学の成果の徹底、スポーツにおける暴力行為の根絶などの御意見をいただきました。その中から、スポーツにおける暴力行為の根絶について御説明いたします。この点につきましては日本体育協会の宣言を計画にも位置づけるべきである、あるいは選手にプレッシャーを与えること、選手が心を病むことのないようにすべきであるなどの御意見をいただきました。

この御意見の計画案への反映状況でございますが、7ページ一番下の②、競技団体の組織強化の項目をごらんください。左側の素案では特に記述のない部分でございますが、その右の欄の計画案では、太字表記のとおり、(公財)日本スポーツ協会等が表明したスポーツ界における暴力行為根絶宣言の実現に向け、スポーツの場での暴力行為、暴言等の防止を追記したところでございます。

このほか総合型地域スポーツクラブの安定的な経営、スポーツ医・科学の知見を地域包括ケアに生かすこと、子どものスポーツ活動の実態把握、働く世代の女性が子どもを脇に置いてゆっくりできるスポーツなど、県議会からいただいた御意見を計画案のそれぞれの項目に盛り込んでおります。なお、資料2として変更点を反映した岩手県スポーツ推進計画(案)をお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 何点か質問させていただきます。まず、今御説明いただきましたが、そもそも論ですが、スポーツ推進計画の中に、先ほど加筆したということで説明がありましたeスポーツについてです。県はeスポーツに対して、スポーツとするのか、何とするのかの認識をどのように捉えているのかお伺いさせていただきたいと思います。と言いますのは、私自身も家庭内において、子供たちになるべくゲームをやめるようにといったような中で、例えばウイニングイレブンは1時間までとか言いながらやっています。実際問題5月に岩手県サッカー協会が主管で、陸前高田市においてeスポーツの大会がありますけれども、それ自体どう扱えばいいのかとサッカー協会においても非常に悩んだところなんです。という中で、今回のスポーツ推進計画の中にeスポーツを入れるといったことについて、

そもそも論のeスポーツに対しての考え方を伺いたいと思います。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** eスポーツについての考え方でございます。eスポーツは、御承知のとおりコンピューターゲーム、テレビゲームといったものを使った対戦をスポーツと位置づけて行っているものでございます。そもそもスポーツにつきましては、スポーツ基本法で定義がございまして、身体的な活動とされております。それに該当するかというところまだちょっと疑問があるところではございますが、スポーツ庁でも今までのスポーツという概念そのものがコンクリートされたというか、固定化されたものというふうに位置づけてはいないようございまして、予算特別委員会でも御説明いたしました、日本学術会議にそういった諮問を行っております。

県といたしましても、eスポーツがスポーツであるのか否かということ判断するには時期尚早だと考えておりまして、その答申といいますか、結論が出るのを待って判断していくのが適切ではないかと思っております。とはいうものの、国民体育大会の文化プログラムという形で、各県予選が開催されるということでもございますので、当面の窓口として対応する必要があるだろうということで、スポーツ振興課を窓口として対応していく必要があるのではないかと考えております。

○**郷右近浩委員** 悩ましいところだと思うのですけれども、ただ悩ましいとはいえ、あくまで可能性を研究していきますといった中での記載ということではありますけれども今回それを加筆するに至ったと。だとしたら私はあえて加筆しないでおいてよかったのではないかと思います。というのも、このスポーツ推進計画自体が2023年度までという計画の中で、まだ山のものとも海のものともわからないというか、どういう判断をしていくかといったものをあえてここに加筆するといったこと自体がどうなのかなと思うわけでありまして。その点については、先ほどのところになりますけれども、県としてはこれはスポーツであるというか、スポーツ推進計画の中で一緒に取り組んでいくものだという認識をしたということで捉えていいのかということの確認をしたいと思います。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** eスポーツをスポーツであるというふうに捉えて推進していくことにつきましては、そこまで結論づけたわけではないと考えておりまして、スポーツに該当する可能性も考えられますので、現段階からそういった研究を続けていくという記述をしたという認識であります。

○**郷右近浩委員** わかります。僕自身が今ちょっといらっとしているのですが、それがちょっと違う意味でいらっとしている部分が表に出ているとは思っているのですけれども、基本的にはわかるのです。ただ、教育という観点からしたときにすごく微妙な部分だと思うのです。このeスポーツもサッカーゲームのウイニングイレブンでも合宿を行って、彼らにとってはそれがトレーニングなので1日8時間ぐらいみんなでゲームをやっている。確かに賞金も一つの大会で勝つと1億円、3億円、下手すると12億円の大会もあるといった中で、例えばテニスとかゴルフよりも賞金が大きいのっていう部分もあり、世界的な規模になっているというものであります。それが世の中の私たちの見えないところのものだなんていう

話の中で、これまでの教育という観点からすると、ゲームをやり過ぎることはどうなのかということなどとの整合性ではないですけれども、非常に難しい取り扱いかと感じております。ですので、ここの記述についてはさらにデリケートなもので、可能性を研究していきますということなので、それがぎりぎりかとは思いますが、そうしたことで、このeスポーツについての取り組み方は今後考えながら進めていっていただければと思います。これは要望です。

それから、新旧対照表の2ページの総合型地域スポーツクラブの部分でありますけれども、これは総合型クラブの運営改善を図ることのできるクラブマネジャーの人材育成等を通じという記載になっております。もちろん総合型地域スポーツクラブ自体はクラブマネジャーを置いてしっかりとそこの運営全般を進めていただくという中で、例えばt o t oの補助金をもらうにしても、クラブマネジャーの給料などをしっかり含めて、成長して前に進めようという動きになっていると認識しております。ただこのクラブマネジャーの人材育成等を県としてどのようにして進めていくのか。そしてまた、クラブマネジャーの給料を含めて、さっきt o t oという話をしましたけれども、t o t oの補助金が新しい総合型地域スポーツクラブに、おおむね3年間ぐらい出るという中で、それがその次の段階にいったときに、そのクラブマネジャーの給料を含めて出していかなければならない。それを運営費で賄うという中においては、総合型地域スポーツクラブの財政状況はほとんどが意外と補助金頼みになっているところが多かったり、これまで県内でも総合型地域スポーツクラブ自体はかなり多くつくり上げてきていただいているという認識はありますけれども、しかしどうしても財政基盤が脆弱な中で、このクラブマネジャーを雇っているお金がなくなってしまうという部分も出ていると思うのです。そうするとその部分も含めて、クラブマネジャーにそのままいろいろな形で総合型地域スポーツクラブの運営等に力を尽くしていただくためにも、ますます安定的なという形で、どのようにつくっていくかといったものが非常に大きくなってくると思うのです。だとするとこの安定的なというところにかかってくるということは、今回これに関しては推進計画でしかないわけですが、その点の例えば財源の裏づけであったりとか、総合型地域スポーツクラブに対して、例えば県の施策の中でどのような形で進めていくという方向性を考えたことはあるのでしょうか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 総合型地域スポーツクラブに関しましては、総合型地域スポーツクラブ自体の連合組織ができております。そういったところで各種研修会を実施しておりまして、そこでは先進的なクラブからの経営上の工夫といったものを非常に勉強していただいていると認識しております。

それとはまた別なのですけれども、県体育協会の中に広域スポーツセンターという、総合型地域スポーツクラブを支援する中間支援組織を設置しております。これは県の委託事業として設置しております。その広域スポーツセンターが各総合型地域スポーツクラブを巡回し指導するというスキームで、ある意味総合型地域スポーツクラブ自身の取り組みが

ある一方で、県からの広域スポーツセンターという形での支援といったものをダブルで行っていく。県としては、その広域スポーツセンター設置事業を、平成 29 年度から委託事業として行っており、今後ともそれは継続して支援、指導に努めていきたいと考えています。

○郷右近浩委員 総合型地域スポーツクラブですが、私自身は例えば今の学校での部活動の状況であったりとか、そこに対して指導者を出す、部活動指導員であったり、さらには地域での受け皿という意味であったり、いろんな意味で総合型地域スポーツクラブがしっかりとした役割を担っていただけるような、そうした形に成長していただいてやっていただくというのが本当はいいのではないかと思っております。何とかならないかなと思っているものであります。

しかしながら、現状では自前の自主事業であったり、もともとが地域スポーツクラブという考え方を入れたときに、ヨーロッパの地域スポーツクラブがベースになって国でも旗を振ったという部分がある中で、あちらは寄附の文化で、みんなで生活をしたものを支えてやっていこうという文化の中でできています。日本ではどちらかというと補助金をもらえるからやるという、寄附文化がしっかり根づいてない中で、そうした補助金ありきでやってきたところがある中で、補助金が切れたときに、もう十何年前の段階で、総合型地域スポーツクラブを国として進めたいとやって、でき上がったものが幾つもつぶれて、そしてこの間また少しずつふえてきてということを繰り返しているわけであります。その中で財政基盤的にみんな大変な状況だったりすると。これまで岩手県内においても主導的というか、本当に模範的な総合型地域スポーツクラブが、補助金が減ったということで、結局多くの職員がやめたり、さらにどうしても運営資金が欲しいから、全然別の補助金もらえるような事業にどんどん転換していくといった形で、何か本末転倒というか、どこを対象にして何をつくり上げようとしてやっているのかわからなくなってくるようなものも見られます。そういう中で、ここはしっかりとどのようなものをつくっていくかというのを、例えば総合型地域スポーツクラブの役割といったようなものがあるとするならば、スポーツ推進計画を含めた中で岩手県のスポーツシーンをどのようにしていくのか、そして理念というか、その中に総合型地域スポーツクラブも入ってもらっているといった中で、一緒になって地域のスポーツシーンを考えるといった部分が欲しいと私自身は思うわけであります。

ですので、そうしたところについては非常に難しい部分だと思いますけれども、しっかりと県でもそうした観点を捉えて進めていただきたいと思います。その点についての御所見を頂戴したいと思います。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 総合型地域スポーツクラブの財源といいますのは、基本となりますのが会費収入になります。そのほかに、市町村によりますけれども、市町村の体育施設、スポーツ施設の指定管理を受けて、その指定管理料が財源になっている場合がございます。また、自主事業といいますか、ちょっと前までは介護保険といいますか、介護予防事業の委託を受けたり、今後のことになるから申し上げますけれども、高齢者

のスポーツ活動についての何らかの制度を国で検討しているようでございます。そういうものを検討するという財源構成となっていくだろうと考えております。そうした中で、安定的な経営を続けていくことが非常に大事だと思っております。

県からの直接の補助というのは実際しておりませんで、私どもは生涯スポーツのかなめとしてこの総合型地域スポーツクラブとか、市町村が任用するスポーツ推進委員というのは位置づけております。そういった二つの立場の皆さんが生涯スポーツを推進していくことを期待していきたいと考えております。総合型地域スポーツクラブ、そしてスポーツ推進委員の活動をまず活性化していくということをスポーツ推進計画を実施していく中で進めていきたいと考えています。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、次に盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る経過について発言を許します。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る経過につきまして御報告いたします。便宜お手元に配付しております盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る経過についてという資料により御説明いたします。

まず1、整備基本計画の策定でございますが、新野球場の共同整備に当たり、施設の仕様、事業費規模、県・市の費用負担割合、所有権（持分）割合、整備手法等について、県と市における基本方針を定めた整備基本計画をさきの12月議会においてお認めいただき、1月に締結した県と盛岡市との連携協約に基づき4月上旬までに策定、公表することとしております。

2、整備手法の検討でございますが、県と盛岡市において事業費等を精査した結果、民間事業者の技術提案により、全体として財政負担の軽減が図られること、一部運営・維持管理費は増加いたしますが、民間の創意工夫による多目的な施設整備や多種多様なイベントの開催による県民サービスの向上が期待できることなど従来方式よりメリットが大きいと判断されることから、整備基本計画においてPFI手法の採用を基本とすることとしたところであります。

この点について若干補足いたしますと、PFI手法につきましては盛岡市が平成29年に実施した民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、県として検討を進めてきたところですが、従来の公共が直接整備する手法に比較し、まず初期投資額、施設整備費の大幅な低減が期待できること。

二つ目として、経常的な経費である運営・維持管理費は野球場の整備、運営のみを目的とする特別目的会社、SPCと呼んでおりますが、この運営経費や民間資金、または起債の償還利息を計上していることから増加いたしますが、一方で民間ならではの発想、ノウハウを生かした施設整備やコンサート等の野球以外のイベント、ファミリー向けのアミューズメント等、多種多様な利活用が図られ、県民サービスの向上が見込まれるとともに、

プレーしやすく他目的に楽しめる施設整備及び運営が期待されること。結果として、全体としての財政負担の低減が図られるとともに県民にとって良好なサービスの提供が可能となり、地域社会、経済へのさまざまな波及効果が期待できることなどから従来の手法に比較し、発展の可能性があるかと判断したものでございます。

3、事業費の精査でございますが、整備基本計画における施設整備費及び運営・維持管理費について、全国と同規模野球場の実績額を参考に積算した金額に調整したところでございます。調整後の施設整備費については税抜きで約 87 億 900 万円、当初案から 4,100 万円の減となっており、運営・維持管理費については、税抜きで約 23 億 900 万円で、当初案と変更ございません。この事業費、調整案につきまして従来の公共が直接整備する手法と P F I 手法との比較で申し上げますと、施設整備費は P F I 手法のほうが約 9 億 2,200 万円の縮減、そして運営・維持管理費は逆に 4 億 8,600 万円の増加、トータルで約 4 億 3,600 万円の縮減と積算しているところでございます。

4、費用負担割合の合意でございますが、施設整備費及び運営・維持管理費の負担割合について盛岡市との間で合意し、整備基本計画に明記したところです。その考え方ではありますが、施設整備費については、市は市単独で整備すると仮定した場合の 1 万人規模の整備費用相当額を負担し、県は実際に整備する 2 万人規模の整備費用から市の負担額を差し引いた分を負担するということで、負担割合は県 4、市 6 とするものでございます。運営・維持管理費については、新野球場は県、市それぞれ公の施設であり、既存の県営野球場、市営野球場の利用状況を踏まえ、それぞれの野球場の利用者が新野球場を公平に利用できるよう調整を行いますことから同率の負担とし、県 5、市 5 とするものでございます。

5、パブリックコメント意見でございますが、新整備基本計画案に対するパブリックコメントでは 7 人から 35 件の提案等をいただきましたが、新野球場整備に対して否定的な意見はございませんでした。主な意見としては、2 万人規模の野球場であれば内野席の収容人数をふやすべきという意見がございまして、内野の仕様要件を 1 万 2,000 人以上と変更しております。また、郷土出身野球関係者展示スペースの充実など各種の意見がございまして、今後野球場の仕様を検討する中で参考にしていくこととしております。

6、今後のスケジュールでございますが、2019 年 4 月に募集要項を公表し、以降はごらんのとおりのスケジュールで進め、2023 年に供用開始しようとするものでございます。こうした経過や内容につきましては、その都度県議会に御報告、または予算案等としての付議をさせていただきたいと考えております。

次に、資料 1 でございますが、先ほど御説明した内容につきまして、案から最終案への具体的な変更内容をお示ししております。資料 2 につきましては、この変更内容を反映した整備基本計画の最終（案）を示しておりますので、御確認をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 確認になるかもしれませんが、この野球場を整備する場所、土地

の所有権は盛岡市なのですね。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 盛岡市が所有している土地でございます。

○**高橋孝眞委員** 整備の負担割合については、そのとおりでいいと思いますし、所有権は相応の割合であることもそのとおりですけれども、所有権を持つということは、県としては、土地については無償で盛岡市から借入れをするということに決まっているということによろしいのでしょうか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 無償での使用貸借と理解しております。

○**高橋孝眞委員** わかりました。それから、先ほど整備費用の関係で 4,100 万円減額になったわけでありますけれども、もう一度詳しく説明していただきたいと思いますが、9 億 2,000 万円どうのこうのということもありましたけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 先ほど申し上げました 4,100 万円の縮減といいますのは、12 月にお示しした素案段階から今回の最終案にかけて 4,100 万円縮減になったという趣旨でございます。それは施設整備費部分でございます。

そしてもう一つ、その後に申し上げました 9 億 2,200 万円というお話につきましては、公が従来の手法で整備した場合の整備費用あるいは 15 年間の運営維持管理費と、P F I で整備した場合の整備費用、そして維持管理費を対比した場合の比較額をお話ししたものでございまして、改めてもう一度申し上げますと、施設整備費に関しましては従来手法よりも P F I 手法のほうが 9 億 2,200 万円縮減されます。そして、15 年間の運営維持管理費は逆に 4 億 8,600 万円増加いたします。この差し引きで P F I のほうが 4 億 3,600 万円縮減になるという御説明をしたところでございます。

○**高橋孝眞委員** わかりました。実は 4,100 万円という整備費は、何も減額しなくてもよかったのではないかというふうにだけ思ったのです。最終的に 87 億 900 万円になって、何でもこうなるのかなと感じたのです。詳細設計したわけではないでしょうし、基本的にはそんなに変わりはないわけですから、あえてやったということはある程度詳細設計して整理していたのかなと感じるわけでした、そういうことではないということであれば、そのとおりでいいです。

それから、P F I の会社というのは、私もよくわからないのですけれども、会社は新設されるのですか、それともどこか会社があつて、移行するということなのでしょうか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** P F I 手法を採用することによりまして、4 月以降にプロポーザル方式で事業者を募集いたします。このプロポーザル方式に応募してくる事業者は、建設会社、設計会社、維持運営等を行う会社が企業コンソーシアムをつくって応募してまいります。その企業コンソーシアムが二つとか三つとか応募してくるのだと思いますが、その中から一つのチームといいますか、企業コンソーシアムを選定いたします。そして、この選定されたところが一つの施設整備を行い、かつ運営維持管理を行う会社を設立いたします。これが特定目的会社と申しまして、野球場の整備、そして維持運営のみ

を目的とする会社でございます。この会社を設立いたしまして、以降は企業コンソーシアムから特定目的会社はその事業を引き継いで整備、そして15年間の維持管理運営を行っていくというスキームでございます。

○高橋孝眞委員 そうすると新たに会社が設立されるということですね。何を言いたかったかという、2020年3月に本契約をするということであれば、それよりも前に会社設立をすると思います。そうすると、本契約して前渡し金が発生をするということになったときに、税務上消費税はかからない仕組みもできるわけですが、2年間消費税がかからなくてもいいわけですね。そういう部分についてはどのように考えられているのでしょうか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 新年度の4月からプロポーザルで事業者募集を開始いたしまして、9月、10月ぐらいまでが募集期間となっていて、その後審査会等を踏まえて11月から12月にかけて優先交渉権者が決まります。優先交渉権者との交渉、調整等を踏まえて来年の3月ごろに契約を行うわけですが、この契約までの間に特定目的会社が設立されることになります。特定目的会社との契約行為は2020年の4月以降、設計そして整備についての契約でございますので、2019年度の間は特に金銭的なやりとりといいますか、契約は発生せず、金銭的なやりとりが発生するのは2020年度以降ということになりますので、2019年度に関しては御懸念は生じないのだと考えております。

○高橋孝眞委員 できるだけ経費を節減するという考え方から見れば、2年間は消費税支払いをすることのない考えで契約をすると。そうすればそういう提案まできちっとやっていただければもっと経費の節減になるのではないかという意味なのです。そういう意味合いでは、契約行為についてもいつやりますよねということと、それから特定目的会社新設についての事業開始につきましてもぎりぎりから事業開始をするということまで入れればもっといいのではないかという意味ですので、ぜひそのことは考えてやっていただければなと、金額が大きいので、あえて出す必要のないものは出さないほうがいいのではないかとということです。

○菊池文化スポーツ部長 御指摘ありがとうございます。法人税法上の関係は高橋孝眞委員が特に詳しいところがありまして、まさに税の負担をどういうコストに変えてくるかというところがございます。

先ほど来御説明申し上げますように事業者公募以降です。いわゆる事業計画が出てまいります。事業計画案の中で、その経営計画の中に、まさに根幹になります税負担の取り扱いの有無で提案額の優劣がつきますので、そういったところの審査がこれから進められると思います。法人税の扱いは、まさにテクニカルなところで、我々の最も視点を置きたいところでもあるので、参考とさせていただきます。

○高橋孝眞委員 ぜひよろしく。

○斉藤信委員 施設整備費と運営維持管理費のことで、一つは施設整備費はPFIでやれば9億2,200万円減となると、この根拠をわかりやすく言ってください。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 財政負担の軽減の根拠でございます。P F I 手法では、従来の公共が直接整備することと比較いたしまして、設計施工一括発注方式ということで、この結果、工期短縮が可能となるとされております。また、性能発注方式によりコストの削減が期待できるとされています。こちら辺をちょっと詳しく申し上げますと、設計及び施工を一括して発注する方式につきましては施工者の技術力といったものを設計に反映することができまして、設計段階から生産計画、調達計画といったものを前倒しいたしまして早目に発注でき、その結果として工期が短縮できるというようなことになっております。

そして、その結果、仮囲いですとか、現場の建設事務所ですとか、そういったものの設置期間が短くなる、人件費についてもその分反映されるということと認識しております。

○斉藤信委員 それは発注方式を変えれば、何も P F I でなくても設計施工一括方式というのはあると思いますよ、復興事業でもやっているように。だから、P F I にすれば9億2,200万円というのはちょっと違うのではないですか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 済みません、1点申し忘れました。もう一点、性能発注方式というのがございまして、これは従来の仕様書のような形で製品あるいは型版等詳しく発注するというものではなくて、施設の構造や防災上の必須要件といったものを設定いたしまして、民間事業者の創意工夫等に基づく提案を求めるという方式でございます。その結果、品質面ですとか耐久面ではすぐれ、かつ低コストな建築資材や設備を選択する、あるいは調達することが可能となりまして、品質や安全性を確保しながら、合理的内容での製品が期待できるということで、先ほど申し上げた設計施工一括発注方式と性能方式、この二つをもってコストが削減できると理解しております。

○斉藤信委員 今こういう工事はいろいろな発注方式があつて、私はそんな機械的に、そのことで9億2,200万円が削減できるというのはちょっと恣意的な見方でないのかと。施設整備費は87億900万円ですから、削減額が10%を超えますからね。だから、発注方式の仕方を総合発注型にしても、公募提案型にしてもできるわけですよ。だからP F I でなければそういう発注ができないということではないと思うので、これは何かP F I に誘導する説明の仕方ではないのかと今の説明を聞いても、一般の入札でも十分改善できるような手法ではないのかと。

もう一つ、なぜ運営維持管理費が15年間で4億8,600万円ふえるのですか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 一つは先ほど来申し上げていた特定目的会社、S P C といいますけれども、そこの運営費が一つ。

それから、もう一点は借金に対する支払利息でございます。まず、特定目的会社の運営費につきましては、会社を設立してその会社が整備、そして15年間の維持管理を行うということで、その目的のためだけに設立する会社でございまして、指定管理費用とはまた別に会社の運営費用あるいは資金管理といったものを行わなければなりません。そういったいわゆる総務管理的な部分の経費と御認識いただきたいと思います。それが不可欠である

ということでございます。

それから、もう一点の支払利息に関しましては、起債を導入するにしろ、民間資金を利用しなければならない部分がどうしても出てまいりまして、例えば有利な起債、90%充当の起債を導入いたしましても、残りの10%部分ですとか、あるいは駐車場については起債が導入できないものですから、そういった部分の整備費用につきましては一般財源あるいは民間資金を導入せざるを得ないといった部分があり、民間資金を導入した場合の利息について計上しているものでございます。これは仮に全部起債でやったとしても同じように利息分が出てくるということございまして、ただその金額が民間資金を利用する場合はやはりちょっと高くなるということで、この2点が高くなる部分でございます。

○**斉藤信委員** それで、この維持管理費は15年間の試算なのですね。15年間でこの契約は終了するということになるのですか。

それともう一つ、その後の維持管理と維持管理費はどうなるのか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** これは15年間に限ったPFI契約ということになりますので、それ以降については従来の指定管理と同様に、改めて指定管理者を指定して実施することになります。ただその際に、既にある特定目的会社がそれに応募してくるということは十分に考えられると考えています。そして、維持管理費用につきましては、例えば大規模修繕につきましては、改めて県と市で大規模修繕等を行わなければならないと考えておりますし、通常の運営費につきましては指定管理料等々という形で毎年度、毎年度予算措置をしていく必要があるものでございます。

○**斉藤信委員** 恐らくあれですね、維持管理費には施設整備分が入って、毎年返済するという形になるのでしょうか。そうすると、15年間で施設整備費は完了すると。単純に計算すると、1年間で3,240万円負担増なのです。だから、例えば16年目以降はどうなるのかと。高く推移すれば、今の野球場だって40年以上たっているわけでしょう。そうすると30年、40年で見たら赤字で損だったということになりかねないということはないですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 現在の運営維持管理費の増高分4億8,500万円、単純に15年間で割りますと3,240万円につきましては、16年目以降は発生しないということになります。したがって、30年目、40年目といったときには、この部分の増高分はなくなると考えていただいて結構です。

○**斉藤信委員** では、最後ですけども、こういう規模の県営施設でPFI方式をやっている事例と、その成果はどうなっていますか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 岩手県として実施しているPFI事業でございますが、一つございます。岩手第2クリーンセンター事業がPFI手法で実施されておりました、現在も順調に稼働していると承知しております。他県ということであると、例えば青森県ですが、新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業ですとか、滋賀県立体育館整備事業、栃木県の総合スポーツゾーン東エリア整備事業といったものが現在PFI事業として進めつつあるところでございます。

○**斉藤信委員** 第2クリーンセンターは産業廃棄物処理ですから、需要がはっきりしていて、あれなんだよね。青森県、滋賀県という話もありましたけれども、これはもう既に施設が整備されて運営をされているというところですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 先ほど申しあげました三つ、青森県、滋賀県、栃木県については、現在PFI整備事業を進めているところでございます。

○**斉藤信委員** 整備中。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** はい。既に完了したところといたしましては、北九州市のサッカー場が施工完了して運用されております。

○**郷右近浩委員** 何点かお伺いいたします。まず、事業費の部分でお伺いさせていただきたいと思います。県と市の負担割合について、施設整備費については、県4、市6ということでお示しいただいていました。なるほどということでお伺いさせていただきましたが、維持管理費の県5、市5という考え方なのですけれども、野球場自体、県と市が両方で使うからということでありますけれども、正直なことを言ったら普通の経緯からすると、恐らく盛岡市の方々が一番使うのではないかなという気もしているのですが、この部分というのは運営のときにどういう分け方をしていくのか。例えばこちらにも詳しくは書いてありましたけれども、県下トップレベルの野球をやって、そしてプロ野球1軍戦その他やってということで、そしてほかの利用調整を行うと。利用者調整会議等が恐らく開かれるわけですけれども、そうしたものに県下全部に案内を出してやるといった方向性で考えているのでしょうか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 今回の負担割合を検討するに際しまして、まず現行の県営野球場、そして市営野球場の利用状況について、その利用団体、それからどういう大会あるいは試合なのかといった部分を調査いたしました。その中で、例えば高校野球の県大会ですとか、さまざまな大会がございますけれども、これが土日に集中しております。土日に競合することが多く、県営野球場では現在も利用調整会議を実施しております。そういう中で、どう利用調整を図っていくかをまず盛岡市と県で協議をいたしまして岩手県営野球場で、あるいは新しい野球場でなければならないような大会等をピックアップするなどして、調整を図っていく必要があるということになっております。

そうした中で、これは必ずしも盛岡市周辺の方だけではなくて、県大会等になりますと全県からいらっしゃいます。そういった場合には、これまで県営野球場を使っていた方々がそのまま新野球場に移行するであろうと想定したシミュレーション、そして現在市営野球場を使っている方々は軟式野球が多いのですけれども、そういった方々についてはどういう形で新しい野球場を使っていただくかというのをそれぞれでシミュレーションいたしまして、どちらからも不公平だという声が出ないようにするためには、それぞれ今まで使っていた方々が同じ程度に使えるような形で利用調整を図る必要があるという結論に達したところでございます。そういうことを踏まえて5対5という形で調整をさせております。

○**郷右近浩委員** 盛岡南公園球技場についてなのですけれども、高橋孝眞委員から予算特

別委員会のときに質問があったと思っているのですが、ここは、今現在もサッカー場として使われていて、3月24日からいわてグルージャ盛岡のホームゲームが始まります。1万人毎回入っていると言いたいのですけれども、1万人まで入っていないという状況ではあっても何千何百人が入っているといった中で、ここに2万人収容の野球場ができると。目標としては、グルージャ盛岡がJ3で今後もやるためには1万3,000人が入れるような、見合うような形のお客さんを集めなければいけないという中で、J3の存続要件の問題が出てくるわけであります。そうしたときにこの駐車場の関係ですか、しかもそのとおりサッカーの試合も日曜日で、今お話あったように野球の試合も土日だったり、その他の利用も土日が多いということ考えたときに、そうした駐車場であったりとか、今現在の使用している既存団体の関係者等と調整等々はどのようなになっているのか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 現在の盛岡南公園球技場の利用状況からしますと、駐車場は現状では足りないと理解しておりますが、今回新たに1,000台程度の駐車場を整備するというので、ある程度は解消できると思っております。さすがに新しい野球場、あるいはいわぎんスタジアムが改修されてからの大きな球技場になった場合に、一万数千人といったものを吸収するには足りないのではないかと考えております。

そういった部分も踏まえて、付近の駐車場等々からのバス輸送ですとか、あるいはJR飯岡駅から1.1キロメートルちょっとという近さでもございますので、列車利用といった部分もJR側に働きかけていく必要があるのではないかと考えておまして、この点につきましては、改めて整備が完了するまでの間に盛岡市と県において検討が必要だと考えております。

○郷右近浩委員 そもそもいわぎんスタジアムをどのような形にこれからしていくというのがまだはっきりと何も示されたわけではないというのは理解しております。しかしながらそうした考え方というのはこの間、盛岡市とグルージャ盛岡の中でいろいろ話しながら進めてきていると。まだ要望という状況だと聞いております。ただ、それが本当になったときに、せっかく今回これで野球場を整備するのでありますが、駐車場であったり、そのほかにもナイター施設等を両方持つ中で、例えば配電盤であったり、そうしたものを別々に整備するよりは、極端なことを言えば、真ん中に1カ所置けばいいわけです。そして、サッカーでナイターをやるときと、野球でどうしてもナイターでやらなければならないというときに、恐らく施設の利用に関しては、駐車場も含めて、どうにかしてそこはどっちかという話になったりすると思うのですが、そうだとすれば、電気が余分にかからないよう、例えば両方必ず照明を100%つけるための電圧が欲しいというような形ではない整備なんかもできるはずだと思うのです。そうすれば、それはすなわち最終的にはいろんなところでのコストカットにもつながってくると。

そのためにも、盛岡市で今現在、市民要望、県民要望あわせて、盛岡南運動公園の将来像をどのようにしていくのかということについて、この準備を進めていく、建設をしていくに当たっては多少すり合わせというか、認識を合わせながら、それでも例えばグルージャ

ヤ側が認識に迫いついてこれないような場合は、それはもう仕方ないとはいえ、それでもできる限り一番効率のいいような形で進めていっていただきたいと思うところであります。そうした部分も踏まえて、今回これがなかなか全国的にも珍しい取り組み方というか、そうしたものだということは認識しておりますので、しっかりと県民、地域の方々みんなに喜んでいただけるようなものをつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部からの報告を終わります。

本日は今年度最後の委員会となりますが、このたびの人事異動により多くの方々が異動されるということであります。長い間、大変御苦労さまでした。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

文化スポーツ部の皆様は退席をされて結構です。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について相談がありますので、少々お待ちいただきたいと思います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。

〔郷右近浩委員「ちょっと済みません、委員長」と呼ぶ〕

○郷右近浩委員 ちょっとお伺いしておきたい点があります。先ほど午後からの委員会の冒頭で、ハクセル委員が午後から欠席ということで報告ありました。これについて、なぜか午前中に議決事項を先にやってといった委員長の進行がありましたけれども、その点の関連というか、どのようなことがあったのかお話をいただきたい。

○城内よしひこ委員長 議決の案件は皆さんにいてもらいたいというのがありました。なおかつ短時間で済むのではないかというこれまでの経験知の中でお諮りをして進行させていただいた次第であります。

○郷右近浩委員 午後からハクセル委員が委員会に出席できなくなったということと何ら関係性はないということで、それは理解してよろしいのでしょうか。

○城内よしひこ委員長 ないといえませんが、ないです。

○郷右近浩委員 わかりました。了解。

○城内よしひこ委員長 それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、ファブテラスいわてによるメイカームーブメントの推進についてということであります。現地はアイーナになっています。そのようにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 経緯につきましては、盛岡市都南の盛岡ひがし支援学校、新しく

できたところも打診をしましたが、入学の前後ということで、向こうで混乱をするということで、ぜひともというのであれば対応しますけれどもという条件がつけられましたので、断念をしてこちらにいたした経緯がありますので、御了解願いたいと思います。

異議がないようでございますので、さよう決定をしたいと思います。なお、詳細については当職に御一任をいただきたいと思います。追って、継続調査と決定いたしました各案件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付してあります平成 31 年度商工文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。